

原案

石川町

地球温暖化防止実行計画

区域施策編

令和7年3月



目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
第1節	計画策定の背景・意義	1
第2節	計画の基本的事項	5
第2章	区域の現状	7
第1節	区域の環境特性	7
第2節	区域の気候の変化と将来予測	9
第3節	区域の温室効果ガス排出状況	13
第4節	区域の再生可能エネルギーの導入状況	16
第5節	区域の温室効果ガスの将来推計及び森林吸収量の推計	18
第3章	計画の目標	21
第1節	目指すべき環境像	21
第2節	温室効果ガス総排出量削減目標	22
第4章	温室効果ガス削減のための取組	23
第1節	基本方針	23
第2節	基本方針にもとづく施策・指標、取組内容	24
第5章	重点プロジェクト	31
第1節	重点プロジェクトの設定	31
第2節	重点プロジェクトの取組	32
第6章	地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項	35
第7章	計画の推進	36
第1節	計画の推進体制	36
第2節	計画の進捗管理	37
資料編		38

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景・意義

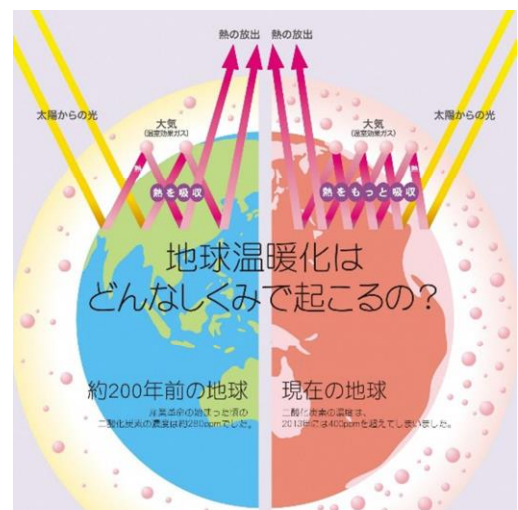
1. 地球温暖化の現状と影響

(1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。世界の平均気温は、1850年～1900年に比べて2011年～2020年で1.1℃上昇し、特に1970年以降の世界平均気温の上昇は、過去2000年間のどの50年間よりも加速している状況です。

このままでは、世界の平均気温は2030年代前半までに工業化以前と比べて1.5℃に到達する可能性があることが指摘されています。全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するために、今後10年間の温室効果ガス削減対策が非常に重要となっています



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

(2) 気候変動の影響

気温が高い状態が長期化すると、気候のパターンが変化し、自然界のバランスが崩れます。これにより、地球上のすべての生命体が多くリスクにさらされます。

地球温暖化に伴う気候変動の将来リスクとして、海面上昇・高潮や洪水・豪雨など8つの主要リスクが挙げられています。

日本でも、記録的な大雨による河川氾濫や土砂災害の被害、非常に強い台風による大雨暴風被害、高温による熱中症救急搬送人員の増加など、気候変動の影響による気象災害が既に発生している状況です。



【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球の温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、『世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、また、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標』などを決定しました。この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、1997年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の1.5℃特別報告書（2018年）において1.5℃に抑えるためには、世界全体の人為起源二酸化炭素を2050年前後に正味ゼロに抑える必要があると公表されたことを契機に、2050年までの排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速しています。2021年10月、11月に英国・グラスゴーで開催されたCOP26では、2℃目標からより高い目標の1.5℃目標を目指すこと、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内動向

日本は、2015年7月に、日本の温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出し、「パリ協定」に基づき、2016年5月に、その達成に向けた具体的な取組を定めた、「地球温暖化対策計画」を策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正しています。

その後、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化したことから、2020年10月には菅総理大臣が、『2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す』ことを宣言し、2021年4月に、野心的な2030年度の目標として、『2013年度比で46%削減、更に50%の高みに向けて挑戦する』ことを掲げました。

2021年5月には改正「地球温暖化対策推進法」が成立し、基本理念に『2050年までの脱炭素社会の実現』が明記されたほか、第21条第4項に地方公共団体の事務事業に加え、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が、指定都市等を除く市町村においても努力義務として求められることとなりました。同年10月には「地球温暖化対策計画」及び「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が改定されています。

このほか、2018年6月には、「気候変動適応法」が公布され、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。2018年11月には「気候変動適応計画」が策定（2021年10月改定）されています。

また、熱中症対策強化のため、2023年4月に「気候変動適応法」が改正、「熱中症対策実行計画」が閣議決定され、市町村は指定遮熱避難施設（クーリングシェルター）を指定し、熱中症特別警戒アラートを受けて開放することなどが定められました。

3. 福島県の地球温暖化対策

福島県では、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「福島県地球温暖化対策推進計画」を策定し、取組を推進しています。2021年12月に改定された計画では、『県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進による福島県2050年カーボンニュートラルの実現』を基本目標に掲げ、温室効果ガス排出削減目標（基準年度2013年度）として、2050年度実質ゼロ（カーボンニュートラル）に向けて、2030年度マイナス50%及び2040年度マイナス75%に設定しています。温室効果ガスの排出抑制（緩和策）と避けられない気候変動への適応（適応策）を地球温暖化対策の両輪として推進することを基本姿勢に取り組んでいくとしています。

図表1-1 福島県地球温暖化対策推進計画「温室効果ガス排出抑制等に関する施策」

第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する施策	
<p>視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底</p> <p>(1) 分野横断 地球にやさしい“ふくしま”県民会議を中心とした県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進等</p> <p>(2) 産業・民生業務部門 産学官金の連携による中小企業の脱炭素化に向けた取組支援等</p> <p>(3) 運輸部門 電動車への転換、公共交通機関の利用促進等</p> <p>(4) 民生家庭部門 ライフスタイルの変革、電化の促進等</p> <p>(5) 廃棄物部門 廃棄物の排出抑制等の推進、環境に配慮した製品等の購入促進等</p>	<p>視点4 環境・エネルギー関連産業の活性化</p> <p>(1) 環境・エネルギー関連産業の育成・集積 再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積、再生可能エネルギー・水素関連産業を担う人材の育成等</p> <p>(2) 環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大 再生可能エネルギー・水素関連分野における販路拡大・海外展開等</p> <p>(3) 新技術の研究・開発 再生可能エネルギー・水素等関連技術開発・事業化の推進、福島イノベーション・コースト構想における実用化開発等の推進等</p> <p>(4) 水素社会に向けた対応 燃料電池自動車等の導入の推進、水素社会実証地域モデルの形成等</p>
<p>視点2 再生可能エネルギー等の最大限の活用</p> <p>(1) 再生可能エネルギー等の導入推進 太陽光、風力等の再生可能エネルギー導入支援、公共施設等への率先導入、水素の利活用等の推進等</p> <p>(2) 地域循環型の再生可能エネルギーの利用推進 バイオマス発電事業への支援、木質系・農業系バイオマスエネルギーの利用促進</p> <p>(3) 再生可能エネルギー導入からカーボン・オフセットへの展開 再エネ導入によるCO2削減量のクレジット化の周知、展開支援</p>	<p>視点5 未来のための環境・エネルギー教育の推進</p> <p>(1) 環境・エネルギー教育の充実 学校教育での環境・エネルギーへの意識醸成、森林環境教育の推進等</p> <p>(2) 指導者の養成 森林環境教育の人材育成、うつくしま地球温暖化防止活動推進員の育成</p>
<p>視点3 持続的な吸収源対策の推進</p> <p>(1) 森林吸収量確保 森林整備の推進、林業就業者の育成等</p> <p>(2) 都市緑化の推進 都市公園等の緑地拡大等</p> <p>(3) 藻場・干潟による吸収量確保 CO2吸収や水質浄化等の多面的機能を持つ藻場・干潟の保全</p>	<p>視点6 脱炭素型の地域づくりの推進</p> <p>(1) 持続可能なエネルギー社会の構築 自家消費の推進、県産再生可能エネルギーの利活用拡大等</p> <p>(2) 環境負荷の少ないまちづくりの推進 小売商業施設の適正な配置、交通渋滞の緩和、解消等</p> <p>(3) 港湾におけるカーボンニュートラルレポートの形成</p>



未来のために 今やろう ゼロカーボン福島

4. 石川町の地球温暖化対策

本町では、2009年に「第1次石川町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を、2023年に「第2次石川町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、町自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、温室効果ガスの排出は、町民・事業者・町、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制を進めていくためには、共に計画的に取り組んでいくことが必要不可欠です。本町の自然的条件や社会的条件のもと、町民・事業者・町の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的に、「石川町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」を策定します。

コラム 緩和策と適応策

「緩和策」とは、温室効果ガスの排出を減らす対策のことですが、対して「適応策」は地球温暖化の影響によりすでに起こりつつある、あるいは起こりえる問題に対する対策のことを指します。

今後の地球温暖化対策は、「緩和策」と「適応策」を組み合わせることで実施していくことが重要とされています。



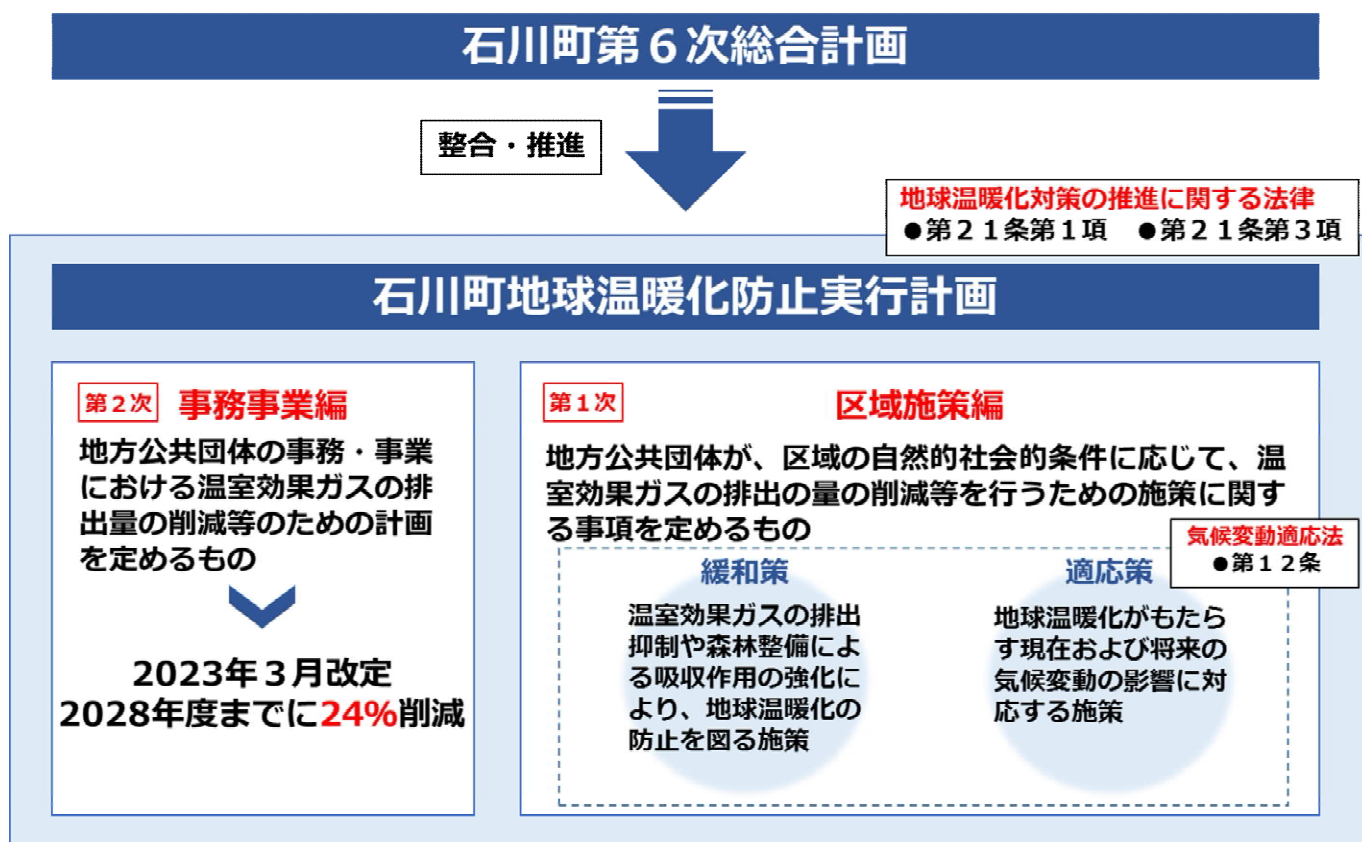
第2節 計画の基本的事項

1. 計画の定義と位置づけ

本計画は、我が国全体における地球温暖化対策の方針を示した「地球温暖化対策の推進に関する法律」と、気候変動への適応を推進していくための「気候変動適応法」に基づくものであり、区域施策編として町全域における温室効果ガス排出量削減の目標を定めるほか、町民・事業者・行政それぞれにおける省エネルギー活動や再生可能エネルギー導入など、地域全体での温室効果ガス排出量削減につながる取組を明確化し、推進していくものとします。

また、本計画は、石川町第6次総合計画～いしかわ幸せ共創プラン～、石川町まちひとしごと創生総合戦略等、町の各種計画・事業等との整合・連携を図るものとします。

図表1-2 石川町地球温暖化防止実行計画の定義と位置づけ



2. 計画の期間、基準年度と目標年度

本計画の期間、基準年度、目標年度は、以下の年次とします。

図表 1 - 2 計画の期間、基準年度、目標年度

計画期間	2024 年度 ~ 2034 年度
基準年度	2013 年度
目標年度（中期目標）	2030 年度
目標年度（長期目標）	2050 年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画などの改定、本町の上位計画の改定などの際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 計画の対象等

本計画の対象となる地域は本町全域とします。また、対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）とします。

対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。

図表 1 - 3 対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物分野 （一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処理による発生

第2章 区域の現状

第1節 区域の環境特性

本町の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を検討するにあたって必要となる区域の自然・社会・環境特性と課題は、以下のとおりです。

1. 自然特性

- (1) 本町は、福島県の中通り南部に位置する、面積 115.71 平方キロメートルの地域です。阿武隈川東岸の平坦と阿武隈高原地が連なる山間地から形成され、町のほぼ中央部に流れる北須川、今出川に沿ってひらけており、森林面積が町の 50% を占めるなど、水と緑の豊かな自然に恵まれています。
- (2) 気候は、年間平均気温 12℃ と比較的温暖で降雪も少なく、風速も年間平均 1.6m/S と穏やかで、阿武隈川東岸の平坦地と阿武隈高原に連なる山間地から形成されています。

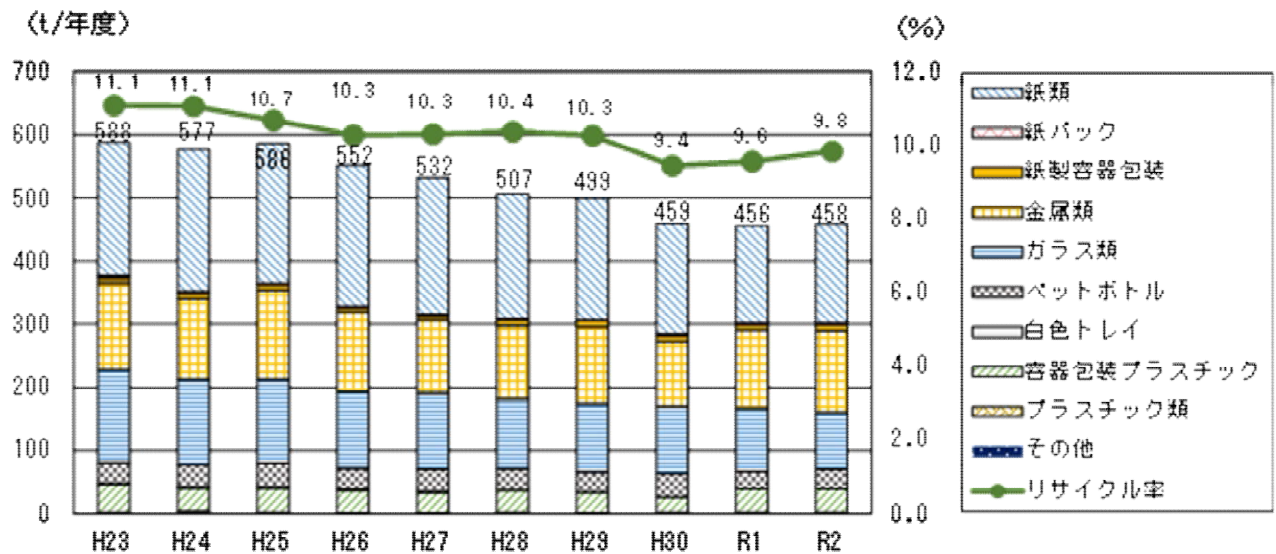
2. 社会

- (1) 人口は、2020 年の国勢調査人口では、14,644 人（世帯数：5,214 世帯）です。近年、特殊出生率は回復の傾向にありますが、1955 年の合併をピークに減少に転じ、少子・高齢化による自然減が進行しています。また、高齢化と未婚化の傾向により、単独世帯数の増加も懸念されます。
- (2) 産業の状況を産業分類別の就業者数からみると、「製造業」が多くを占めており、「プラスチック製品製造業」の事業所数が最も多いほか、従業員数では、「食料品製造業」「プラスチック製品製造業」「なめし革・同製品・毛皮製造業」が多くなっています。
- (3) 交通は、他の大都市圏に比べて、自家用車の利用割合が非常に高く、公共交通機関の利用が低い傾向にあります。

3. 環境

- (1) 本町の一人あたりのごみ排出量は横ばいで推移しており、資源ごみ量はやや減少傾向にありますが、リサイクル率は、概ね 10% 前後で推移しています。
- (2) 町有施設の事務事業から排出される温室効果ガス排出量は、2021 年度は 1,989t-CO₂ で 2017 年度と比較すると 20.8% 減少しています。
- (3) 町有施設 3 件（石川町総合運動公園、石川小学校、保健センター）において太陽光発電が導入されています。

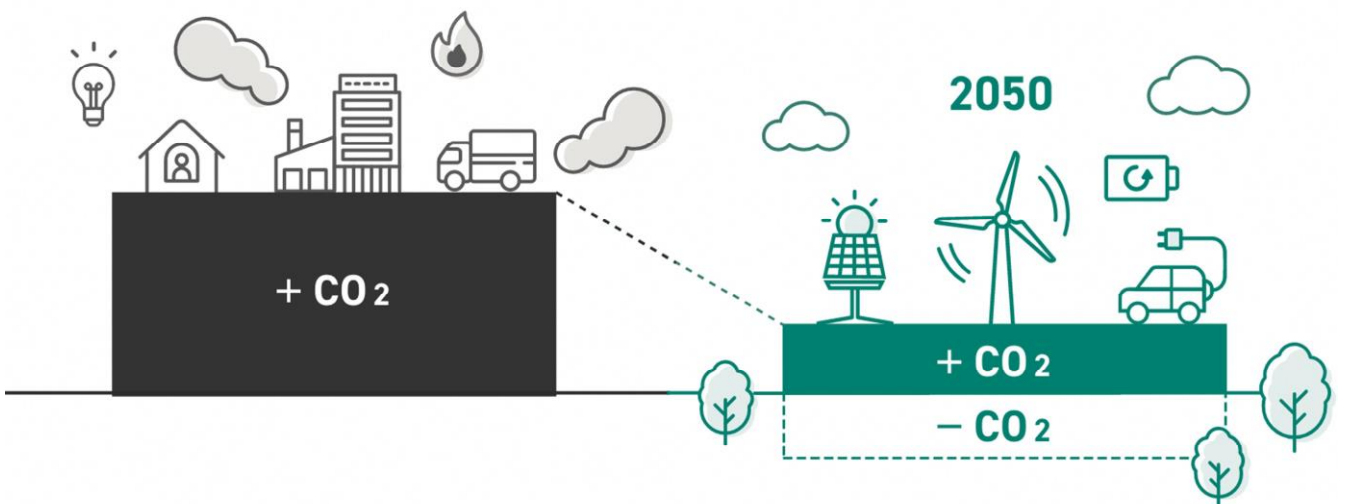
図表2-1 リサイクル率の推移（平成23年～令和2年）



【(出典) 石川町一般廃棄物処理基本計画】

コラム カーボンニュートラルの概念について

政府は、温室効果ガスの排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかった分については同じ量を「吸収」または「除去」することで、「排出される温室効果ガスと吸収される温室効果ガスが同じである」という状態を目指すこととしており、このような状態を**カーボンニュートラル**と呼称し、2050年までにカーボンニュートラルを達成することを政府目標としています。



第2節 区域の気候の変化と将来予測

1. 石川町の気候の現状

2023年3月に、福島県と福島大学が共同で作成し公開された「福島県の気候変動と影響の予測」では、福島県内の主要観測所における現在までの気候についてまとめられています。また、仙台管区気象台のHPでも、福島県内の気候の変化が掲載されています。その中で、石川町に最も近い福島県内の観測地点「福島地方気象台」の気象観測情報から、石川町の気候の現状を以下のようにまとめました。

年平均気温は、1890年から2020年までの福島の年平均気温は100年あたり1.5℃の割合で長期的に上昇しているとみられます。また、2015、2016、2018年の3年で14.2℃と過去最高値を記録しました。一方で年平均気温の最低値は、1906年に11.0℃でした。近年に最高気温が記録更新されていませんが、近年に既往最大の最高気温に類似した気温がほぼ毎年認められており、最高気温記録上位の日は大半が2010年以降の時期に偏っております。

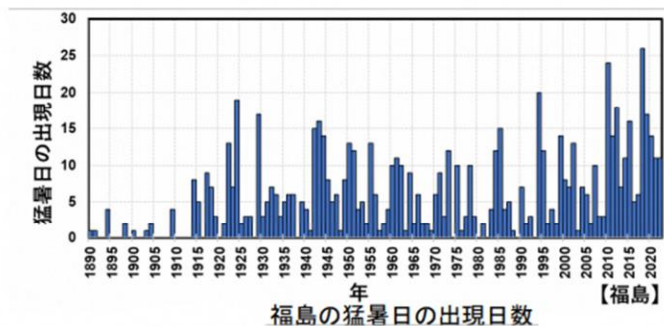
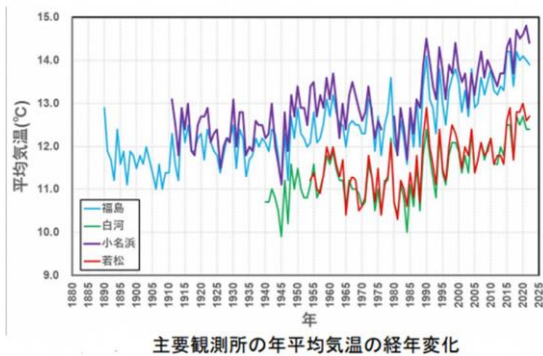
猛暑日についても、出現が増加している傾向は明らかであり、近年になり熱中症など健康被害を引き起こしやすい深刻な気象状況が顕在化していることを示されています。

真冬日（日最高気温0℃未満）の日数については、1980年以降に真冬日の出現日数が減少傾向にあることが示されています。

平均年降水量は、1961年から1980年に1065mmであったことに対して、2001年から2020の間では1207mmと増加傾向にあります。ただ、福島県内における降水量の最大と最小の差は1890年から1973年の約2.5倍であり、近年のものではないことから、最近では年降水量の増加傾向が認められるものの、年単位の極端な変動は従来ほどではないことが示されています。

降雪については、大きな変化傾向はみられません。

図表2-2 気象観測情報



【(出典) 福島県の気候変動と影響の予測」2023年3月福島大学】

2. 石川町の気候の将来予測

福島県では、2023年3月に公開された「福島県の気候変動と影響の予測」にて、IPCCの第6次評価報告書に基づき、現在気候（1981～2000年）と2030年期（2021～2040年）、2050年期（2041～2060年）、2100年期（2081～2100年）を比較して、SSP1-2.6（持続可能な発展の下で気温上昇を2.0℃未満に抑える）、SSP2-4.5（中道的な発展の下で気候政策を導入する）、SSP5-8.5（化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない）の3パターンの将来予測のシミュレーションが行われています。

これによると、2100年期には、現在気候と比較して福島県の年平均気温はSSP5-8.5の場合は4.4℃上昇し、現在の宮崎と同程度となりますが、SSP1-2.6の場合は1.5℃の上昇に留まると予測されており、地球温暖化対策の実施如何によって差が顕著に出ています。年間降水量については、気温ほど敏感な温室効果ガス排出の影響は見られませんが、温室効果ガス排出量などの多い側のSSP2-4.5、SSP5-8.5で降水量が増加する傾向が見られます。本町が属する県中地域でも、同様に増加傾向が見られます。

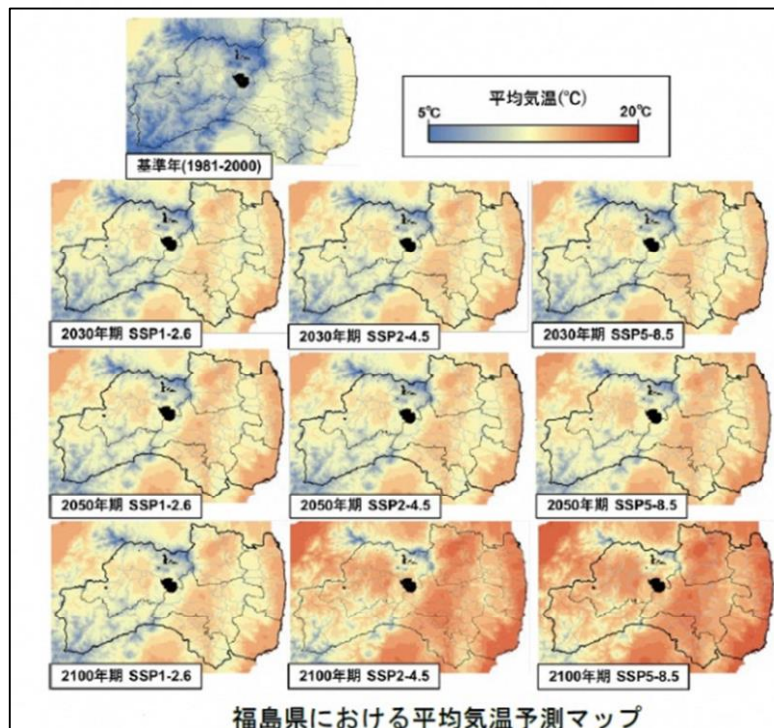
図表 2-3 福島県の気候の将来予測

シナリオ別の平均気温の上昇量

シナリオ	2030 年期	2050 年期	2100 年期
SSP1-2.6	1.2℃	1.5℃ (2.1℃)	1.5℃ (1.9℃)
SSP2-4.5	1.3℃	1.5℃ (1.9℃)	2.5℃ (3.0℃)
SSP5-8.5	1.7℃	2.1℃ (2.1℃)	4.4℃ (5.3℃)

※1 評価基準期間[1981-2000]を基にした平均気温の上昇となります（評価基準期間：平均気温9.88度）。

※2 ()の参考数値は平成27年度の解析結果であり、基準期間も1981-2010年と異なっています。



シナリオ別の年降水量の変化量

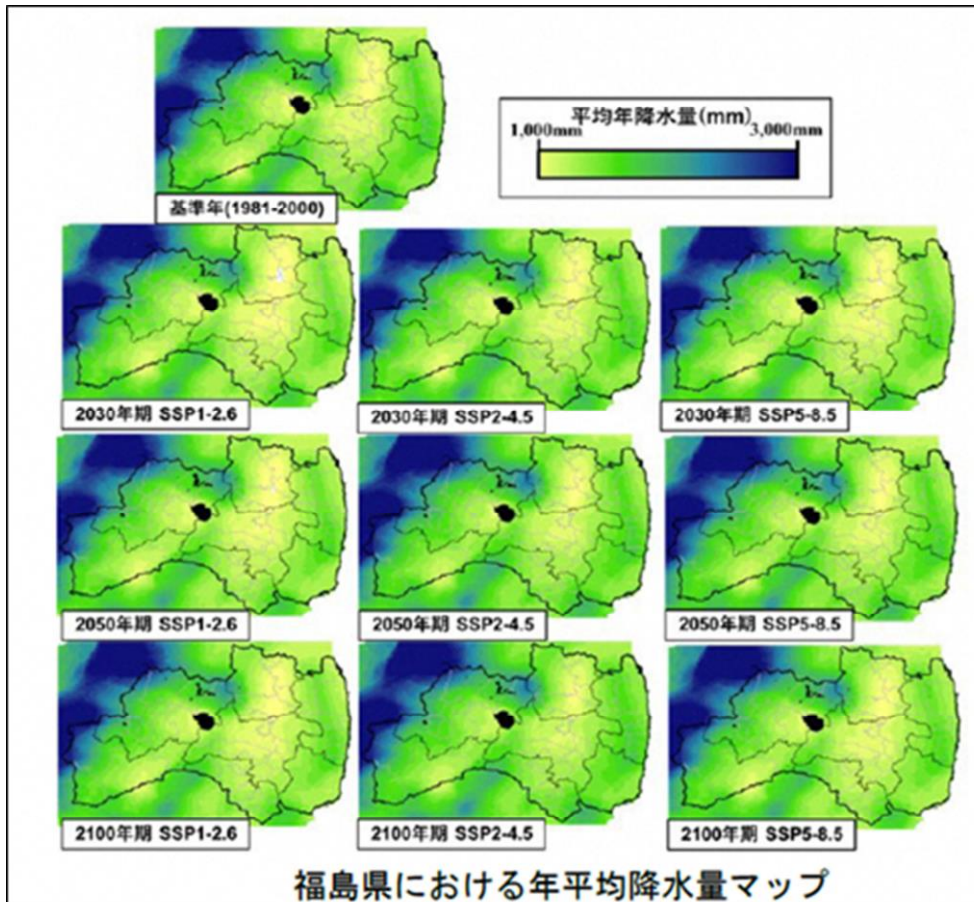
シナリオ	2030 年期	2050 年期	2100 年期
SSP1-2.6	14.0mm	-0.3mm	21.1mm
SSP2-4.5	133.7mm	100.0mm	102.0mm
SSP5-8.5	43.8mm	77.5mm	40.5mm

※1 評価基準期間[1981-2000]を基にした年降水量平均値の変化となります(評価基準期間：平均気温 1733.9mm)。

地域・シナリオ別の年降水量の変化量

年代	シナリオ	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき
2030 年期	SSP1-2.6	-36.6	-19.8	-28.2	20.1	-4.0	-41.8	-23.4
	SSP2-4.5	114.0	96.3	119.4	101.8	102.3	121.4	117.5
	SSP5-8.5	39.9	21.9	27.1	28.7	26.7	39.7	39.6
2050 年期	SSP1-2.6	-30.0	-13.0	-20.3	10.6	0.6	-17.1	-22.7
	SSP2-4.5	85.4	72.9	89.9	87.5	91.6	73.9	63.9
	SSP5-8.5	59.1	55.3	72.6	63.1	76.3	54.3	42.7
2100 年期	SSP1-2.6	-28.1	-11.9	-19.8	35.2	14.8	-38.3	-36.2
	SSP2-4.5	107.7	88.4	101.5	91.7	82.4	113.8	105.8
	SSP5-8.5	54.7	12.7	-2.1	48.4	32.7	34.9	-36.6

※1 評価基準期間[1981-2000]を基にした年降水量平均値の変化となります。



【(出典)「福島県の気候変動と影響の予測」2023年3月福島大学】

3. 気候変動影響評価

これまでの気候の変化や将来の気候予測に加え、国の「気候変動適応計画」及び県の気候変動影響評価を踏まえて、本町における気候変動による既往の気候変動影響と将来予測される影響を下表のとおり整理しました。

図表 2 - 4 項目別気候変動影響評価表

大項目	小項目	既往の気候変動影響	将来予測される影響
農業・林業・漁業	水稲 生産基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・一等米比率低下 ・収量の減少 ・病害虫分布域拡大 ・水資源の利用方法の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・整粒率や一等米比率低下、水稲の発病増加 ・融雪の早期化等による用水の取水時期への影響
	野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫期の早まり ・生育障害の発生頻度増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な品種選択で影響回避が可能
	果樹	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹の浮皮 ・果実の着色不良、日焼け 	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培適地の北上 ・高温による生育障害
	林業	<ul style="list-style-type: none"> ・落葉広葉樹から常緑広葉樹への置き換わり 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来影響は不確定
自然生態系	水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・年間降水日数の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・融雪の河川流況の変化
	自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・高山帯・亜高山帯の植生の衰退や分布の変化 ・野生鳥獣の分布拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・渡り鳥等野鳥の経路や時期の変化 ・生物多様性等へのリスク
災害	水害	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度台風第19号による、多くの建築物への浸水被害 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水を起こしうる河川増加 ・施設の能力を上回る外力による水害が頻発
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間強雨の増加に伴う土砂災害発生件数の増加 ・深層崩壊発生件数の増加 ・降積雪の年変動が増大 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨量増加に伴う集中的な崩壊・土石流の頻発化 ・大量の流木が発生する災害の顕在化
	地域基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・記録的豪雨等による地下浸水、停電や水道等への影響 ・豪雨や台風による道路交通路の遮断等 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間強雨や濁水の増加、強い台風の増加等に伴うインフラ・ライフラインへの影響リスク
健康・生活	暑熱	<ul style="list-style-type: none"> ・気温の上昇による超過死亡の増加 ・熱中症搬送者数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱波の頻度増加で熱ストレスによる死亡リスクの増加 ・熱中症搬送者数の倍増
	感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・本町においては特にみられず 	<ul style="list-style-type: none"> ・蚊やダニの分布域の拡大に伴う、感染症の拡大
産業	金融・保険	<ul style="list-style-type: none"> ・保険損害の著しい増加と恒常的に被害が出る確率上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害とそれに伴う保険損害の増加
	観光業	<ul style="list-style-type: none"> ・本町においては特にみられず 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然資源を活用したレジャーへの影響

第3節 区域の温室効果ガス排出状況

1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

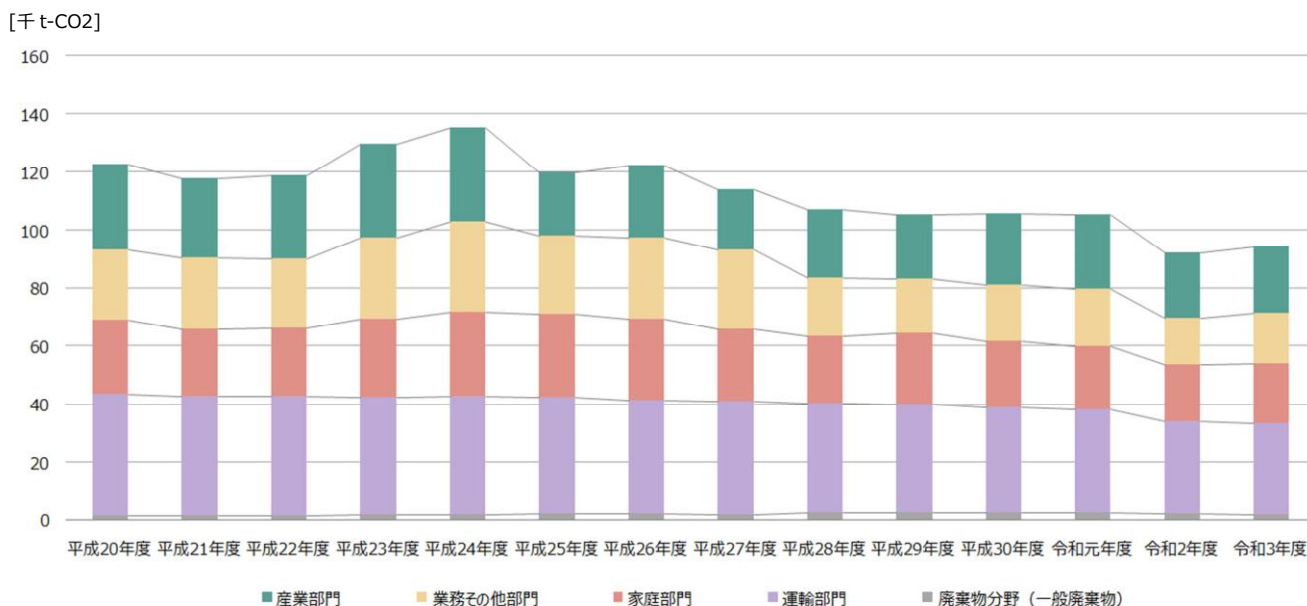
本計画の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO₂ と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO₂ です。しかしながら、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、区域の温室効果ガスの排出量は推計によって算出されます。

本町の温室効果ガス排出量については、環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」を参照しています。

2. 区域の温室効果ガス排出量の推移

本町からの温室効果ガス排出量は、微増減を繰り返しながら推移しており、2014（平成26）年度以降は減少傾向。直近の2021年度の排出量は、94千t-CO₂でした。

図表2-5 温室効果ガス排出量の推移



【(出典) 自治体排出量カルテ】

3. 部門別温室効果ガス排出量

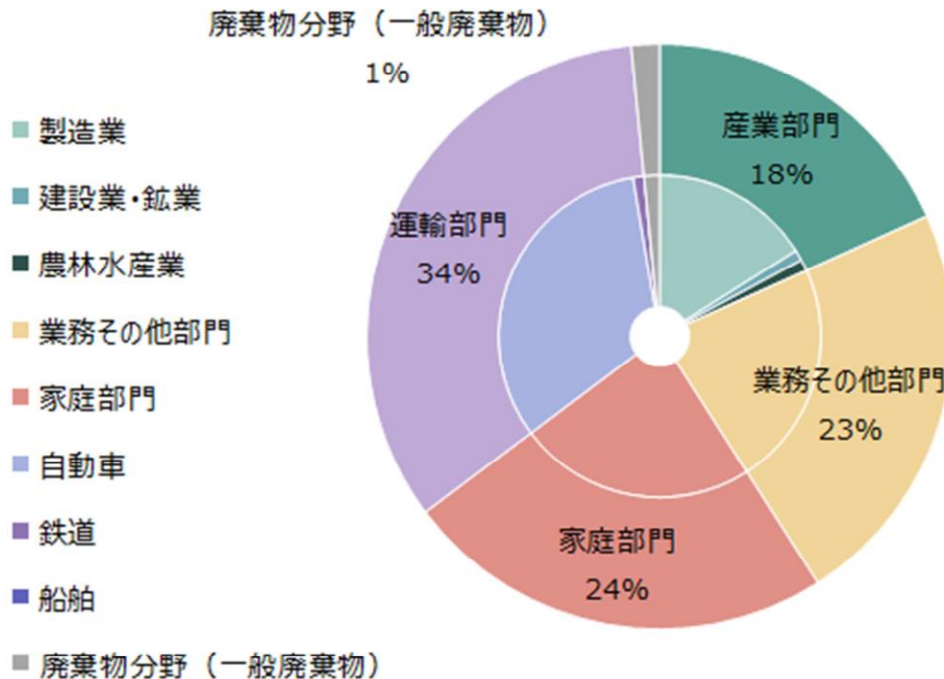
基準年度である2013年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、運輸部門が約34%、次いで家庭部門と業務その他部門から23%前後、産業部門から約18%、廃棄物分野（一般廃棄物）からの排出量が約2%となっています。

なお、直近年度である2021年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、運輸部門が約33%、次いで産業部門が24%、家庭部門から22%、業務その他部門から19%、廃棄物分野（一般廃棄物）からの排出量が約2%となっています。

また、県や全国と石川町を比較すると、運輸部門、家庭部門が占める割合が多く、産業部門割合が少なくなっています。

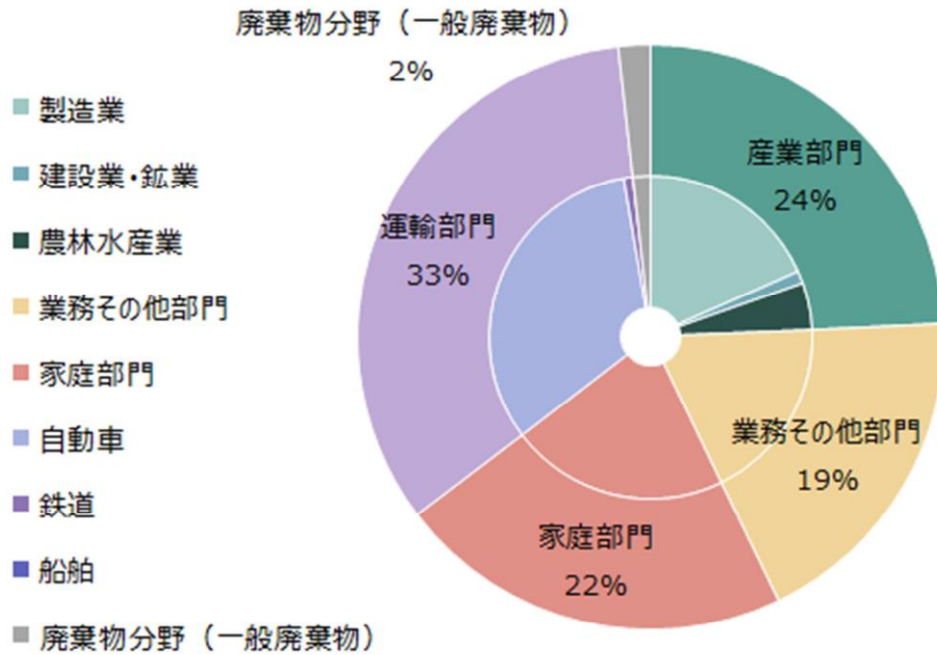
なお、部門別温室効果ガス排出量の推移では、産業部門と廃棄物部門は増加傾向にありますが、他の部門は減少傾向です。

図表2-6 2013（平成25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳



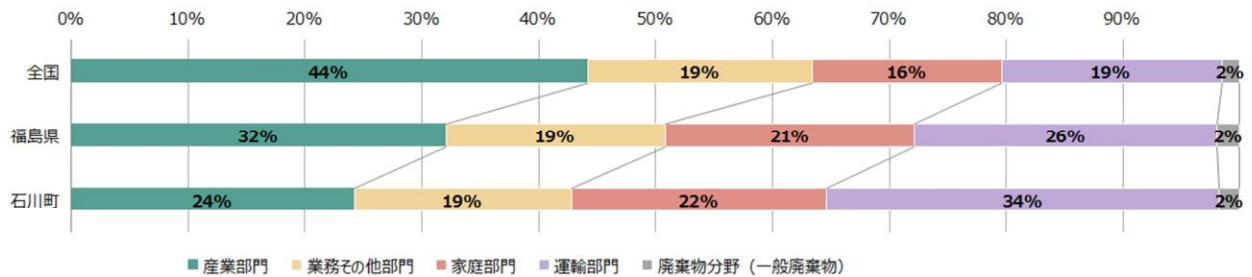
【(出典) 自治体排出量カルテ】

図表 2 - 7 2021 年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳



【(出典) 自治体排出量カルテ】

図表 2 - 8 2021 年度の部門別温室効果ガス排出量 (県・全国との比較)



【(出典) 自治体排出量カルテ】

図表 2 - 9 部門別温室効果ガス排出量の推移

(千 t-CO₂)

部門・分野	部門・分野別CO ₂ 排出量													
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計	123	118	119	130	135	120	122	114	107	105	106	105	92	94
産業部門	30	27	29	32	32	22	25	21	23	22	25	26	23	23
製造業	27	24	26	29	29	19	21	16	19	17	20	21	16	17
建設業・鉱業	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
農林水産業	1	2	2	2	2	1	3	3	3	4	3	3	5	4
業務その他部門	24	25	24	28	31	27	28	27	20	19	20	20	16	17
家庭部門	25	23	23	27	29	29	28	25	23	24	22	22	19	21
運輸部門	42	42	41	41	41	40	39	39	38	37	37	36	32	32
自動車	41	40	40	39	40	39	38	38	37	36	36	35	31	31
旅客	20	20	20	20	20	20	18	18	18	18	17	17	15	14
貨物	21	20	20	19	20	20	20	20	19	19	18	18	16	17
鉄道	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.97	0.93	0.87	0.86
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野 (一般廃棄物)	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

【(出典) 自治体排出量カルテ】

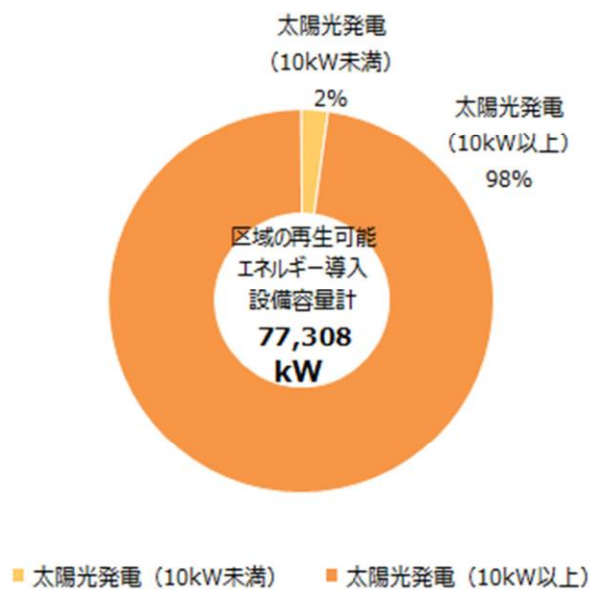
第4節 区域の再生可能エネルギーの導入状況

1. 再生可能エネルギー設備の導入量

再生可能エネルギーの導入量は、近年大幅に増え、2022年度の導入容量は77,308kWでした。発電電力量にすると102,046MWhで、区域の電気使用量の130.0%を賄えるほどとなっています。

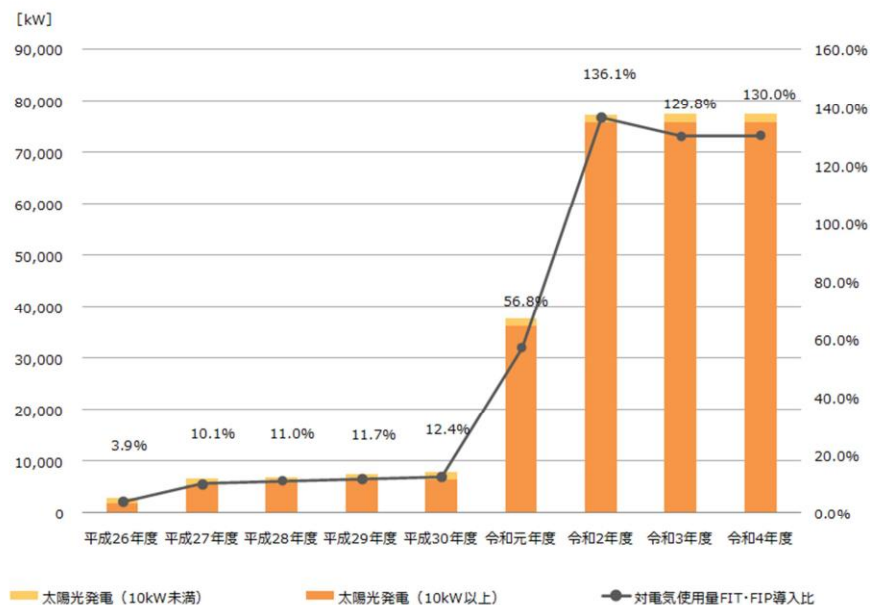
再生可能エネルギーの種類は太陽光発電が主で、近年は10kW以上の規模の大きいものが増加傾向にあります。

図表2-10 再生可能エネルギーの導入設備容量の内訳（令和4年度時点）



【(出典) 自治体排出量カルテ】

図表2-11 再生可能エネルギーの導入設備容量の推移（平成26年度～令和4年度）



【(出典) 自治体排出量カルテ】

2. 再生可能エネルギーの発電電力量の推移

太陽光発電設備から生み出される発電電力量は年間 102,046MWh と推計され、本町の電気使用量 78,505MWh を大きく上回る数値となっていますが、実際には家庭用に消費される電力を除いた発電量については売電されていることから、区域の電力使用量の大部分については化石燃料等の枯渇性エネルギーによる発電で賄われています。

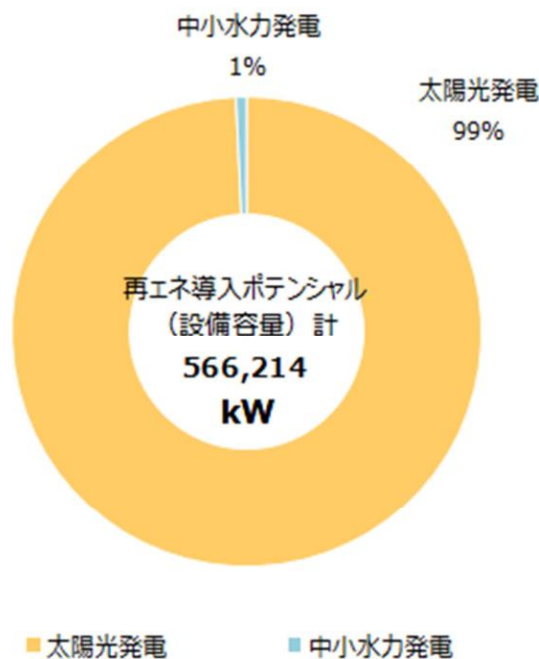
よって、今後も家庭・事業所に自家消費用太陽光発電設備等を設置するなど、エネルギーの地産地消推進に向けた取り組みの継続が必要となります。

図表 2 - 1 2 再生可能エネルギーによる発電電力量の推移（平成 26 年度～令和 4 年度）

	区域の再生可能エネルギーによる発電電力量 ^{※3}								
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
太陽光発電（10kW未満）	1,163	1,326	1,430	1,551	1,680	1,803	1,887	1,967	2,095
太陽光発電（10kW以上）	2,350	7,072	7,448	7,974	8,467	47,591	99,869	99,951	99,951
風力発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生可能エネルギー合計	3,513	8,399	8,877	9,524	10,147	49,394	101,756	101,918	102,046
区域の電気使用量 ^{※4}	90,380	83,407	80,855	81,480	81,657	86,927	74,756	78,505	78,505
対電気使用量FIT・FIP導入比 ^{※5}	3.9%	10.1%	11.0%	11.7%	12.4%	56.8%	136.1%	129.8%	130.0%

【(出典) 自治体排出量カルテ】

図表 2 - 1 3 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル（電気のみ・設備容量）



【(出典) 自治体排出量カルテ】

第5節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計及び森林吸収量の推計

1. 将来推計の考え方

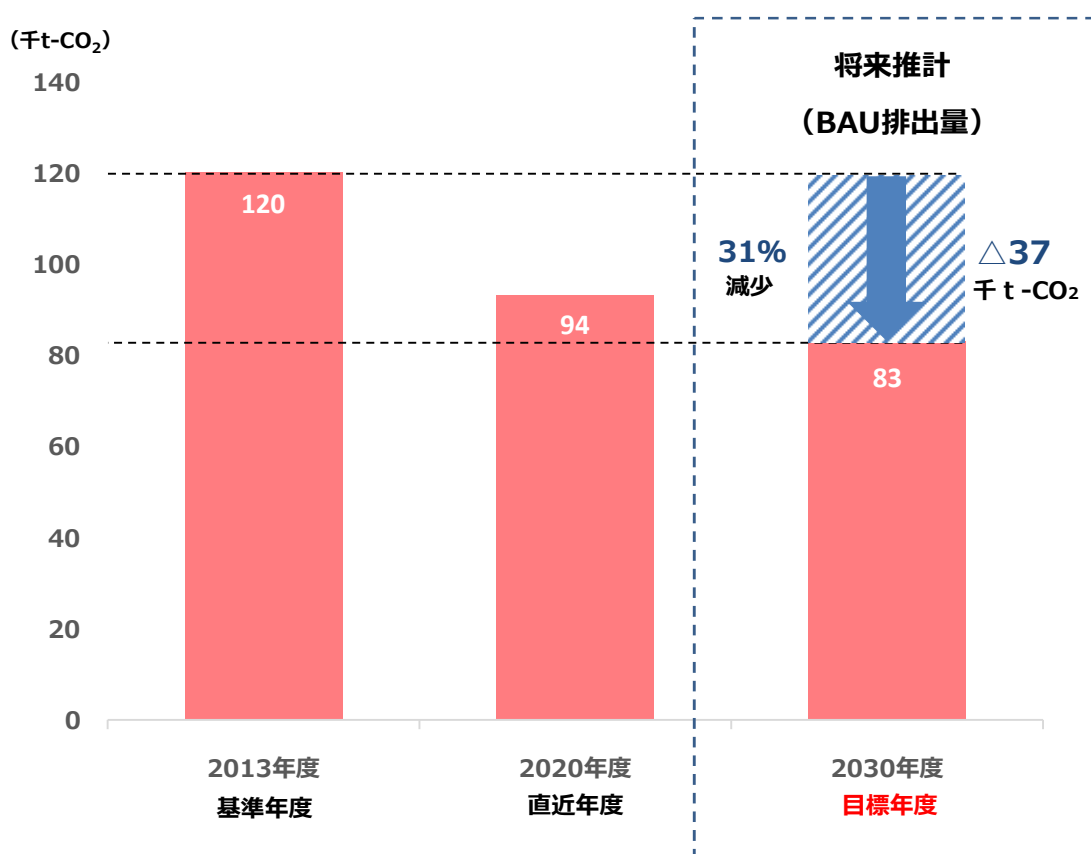
将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合の温室効果ガス排出量（BAU 排出量）を推計するものです。本計画の削減目標設定のための基礎情報とします。

本町の温室効果ガス排出量の将来推計は、前述の本町の温室効果ガス排出量に、「石川町人口ビジョン」に示された将来人口推計に基づく人口増加率を乗じて算出しました。

2. 温室効果ガス排出量の将来推計

本町の温室効果ガス排出量は、2030年度は83千t-CO₂（2013年度比-31%）と推計されました。今後、石川町では人口減少が予測されており、それに伴い温室効果ガス排出量も減少すると考えられます。

図表 2 - 1 4 温室効果ガス排出量の将来推計（BAU 排出量）



3. 森林による CO₂ 吸収量の推計

(1) 森林による CO₂ 吸収量の推計手法について

森林による CO₂ 吸収量の推計手法は、環境省の定める「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」において、以下の3つの手法が示されています。

- ① 森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法
- ② 森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する手法
- ③ 森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法

本計画では、「①森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法」を用いて推計を行いました。

(2) 推計の対象

町内に存在する森林計画対象森林であり、樹種別の面積及び材積を把握可能な民有林（公有林・私有林）を推計対象としました。

(3) 森林吸収量の推計結果

本町における直近（2017年度）の森林吸収量は約 11 千 t-CO₂ と見込まれており、2013～2017年度の5年間の CO₂ 吸収量は、約 58 千 t-CO₂ と推計されます。

図表 2 - 1 5 森林吸収量の推移（2004-2018年度）

集計年度	森林面積 (ha)	森林材積 (m ³)	森林の蓄積量 (t - C)	森林吸収量 (t - CO ₂ /年)
2004年度	5,617	1,245,593	385,566	△157,532
2005年度	5,617	1,245,593	385,566	△157,532
2006年度	5,617	1,245,593	385,566	△157,532
2007年度	5,617	1,768,854	515,456	△93,465
2008年度	5,617	1,768,854	515,456	△93,465
2009年度	5,594	1,887,978	566,437	△30,229
2010年度	5,594	1,887,978	566,437	△30,229
2011年度	5,594	1,887,978	566,437	△30,229
2012年度	5,594	1,887,978	566,437	△30,229
2013年度	5,711	2,045,579	599,414	△11,625
2014年度	5,711	2,045,579	599,414	△11,625
2015年度	5,711	2,045,579	599,414	△11,625
2016年度	5,711	2,045,579	599,414	△11,625
2017年度	5,711	2,045,579	599,414	△11,625
2018年度	5,659	2,104,976	615,266	-

コラム 森林吸収量の推計方法

本計画においては、2時点の森林炭素蓄積（C）の比較を行い、その差をCO₂に換算して森林吸収量を推計します。

例として、比較をするデータが5年離れている場合は、その期間の年数で除することで単年当たりの吸収量に換算します。

$$\text{推計式①} \quad R = (C_2 - C_1) / T_{2-1} \times \left(-\frac{44}{12}\right)$$

記号	名称	定義
R	吸収量	報告年度の吸収量[t-CO ₂ /年]
C ₁	炭素蓄積量 1	比較をする年度の森林炭素蓄積量[t-C]
C ₂	炭素蓄積量 2	報告年度の森林炭素蓄積量[t-C]
T ₂₋₁	年数	報告年度と比較年度間の年数[年]
-44/12	炭素から二酸化炭素への換算係数	炭素（分子量 12）をCO ₂ （分子量 44）に換算する係数（注：炭素の増加（プラス）がCO ₂ では吸収（マイナス表記）となるため、冒頭にマイナスを付けて掛け算を行う）

森林炭素蓄積（C）の値を求めるためには、樹種別の材積（V）を調査する必要があります。本町においては、福島県が公表している「福島県森林・林業統計書」より材積の数値を引用するとともに、国の排出・吸収量積算のために準備された詳細データ（係数）を用いて蓄積量に換算を行います。

$$\text{推計式②} \quad C_T = \sum_i \{V_{T,i} \times BEF_i \times (1 + R_i) \times WD_i \times CF_i\}$$

記号	名称	定義
C _T	炭素蓄積量	T年度の地上部及び地下部バイオマス中の炭素蓄積量[t-C]
V _{T,i}	材積量	T年度の森林タイプ i の材積量[m ³]
BEF _i	バイオマス拡大係数	森林タイプ i に対応する幹の材積に枝葉の容積を加算し、地上部樹木全体の蓄積に補正するための係数（バイオマス拡大係数）
WD _i	容積密度	森林タイプ i の容積を重量（dry matter: d.m.）に換算するための係数 [t-d.m./m ³]
R _i	地下部比率	森林タイプ i の樹木の地上部に対する地下部の比率
CF _i	炭素含有率	森林タイプ i の乾物重量を炭素量に換算するための比率[t-C/t-d.m.]

これらの推計式及び係数により算出された数値を本計画においては森林吸収量として定義し、2050年カーボンニュートラル達成に向けた長期目標設定の指標として用います。

第3章 計画の目標

第1節 目指すべき環境像

「石川町第6次総合計画」では、本町の自然特性や社会特性を踏まえ、目指すべき環境像を次のように設定しています。

安全で住みよいまち いしかわ

本計画においてもこの環境像を目指すとともに、2050年度における脱炭素社会を見据えて地球温暖化対策に取り組むものとしします。

また、地域の環境・社会・経済の統合的な向上に向けて、持続可能な開発目標「SDGs」と連動した基本方針を設定します。

図表3-1 持続可能な開発目標「SDGs」

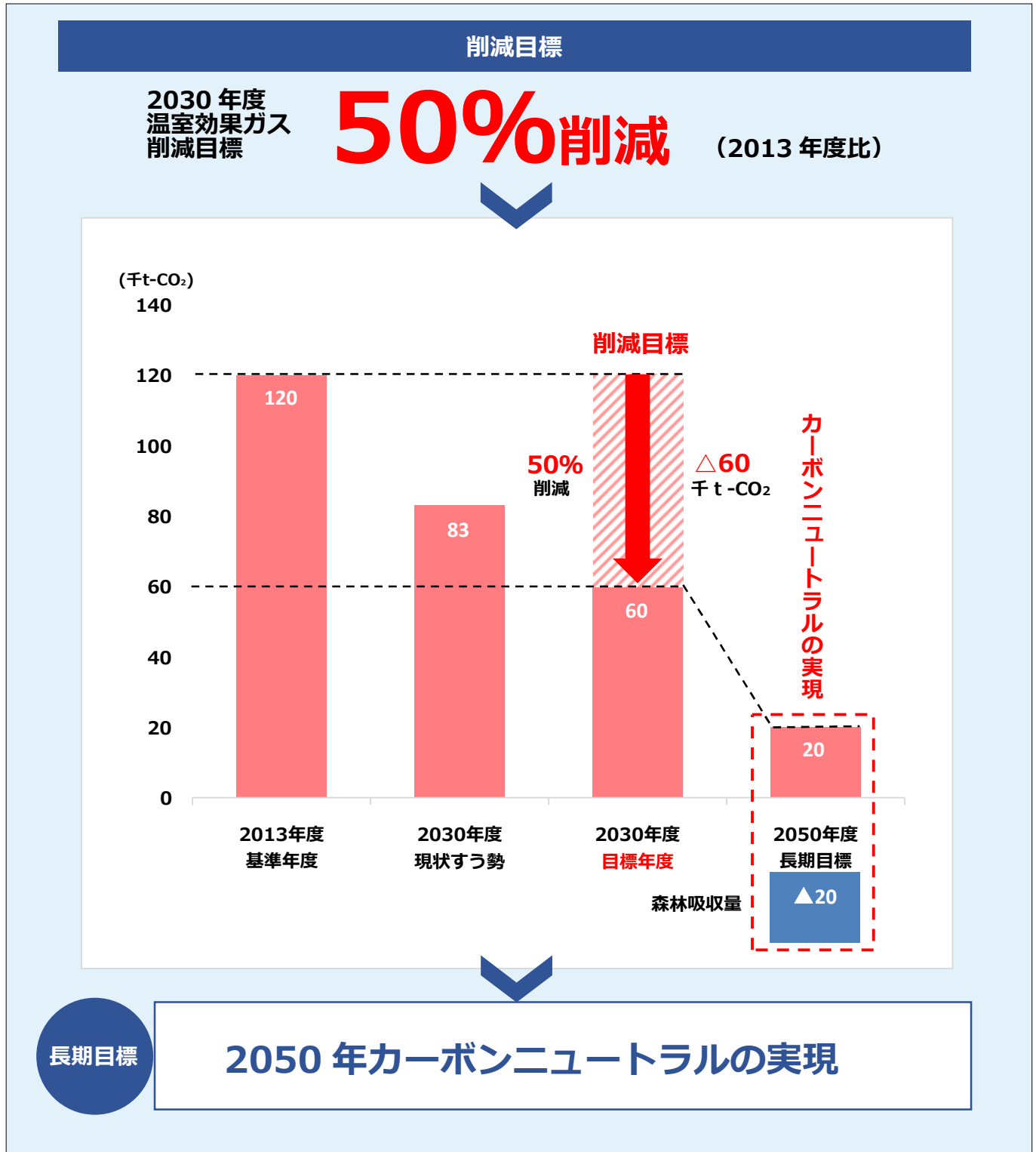
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2節 温室効果ガス総排出量削減目標

国では、2050年までの脱炭素社会の実現に向け、2021（令和3）年4月に、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける」とする目標を示しました。

本町の温室効果ガス排出量の削減目標は、国及び県の目標を踏まえ、以下の通り設定します。



第4章 温室効果ガス削減のための取組

第1節 基本方針

本町の望ましい環境像「安全で住みよいまち いしかわ」の実現及び温室効果ガスの削減目標達成に向けて、以下の基本方針のもとに、「施策」及び「指標」を定め取り組みを行っていきます。

図表4-1 環境像に基づく基本方針・施策

環境像	基本方針	施策
安全で住みよいまち いしかわ	基本方針1 再生可能エネルギーの 導入・利用促進	太陽光発電等の普及促進 小水力発電等の活用の推進
	基本方針2 省エネルギーの推進	省エネルギー活動への参加促進 町公共施設のLED化等の促進
	基本方針3 脱炭素まちづくりの推 進	脱炭素型車社会づくりの推進 森林保全等による吸収源対策
	基本方針4 循環型社会の推進	ごみの減量化・資源化の促進
	基本方針5 多様な人々が取り組む 環境づくり	町民共同の推進 環境教育の推進
	基本方針6 気候変動適応策の推進	防災対策の推進 健康対策の推進

第2節 基本方針にもとづく施策・指標、取組内容

本節では、基本方針ごとに施策と指標、各主体の取組内容を定めます。



基本方針①

再生可能エネルギーの導入・利用促進

●概要

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱やバイオマス熱、廃棄物処理に伴う廃熱、温泉熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

町の自然的社会的条件に応じて、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギー等の率先導入・活用を行うと共に、区域内において、再生可能エネルギーの利用の促進やエネルギーの地産地消に積極的に取り組めます。

●施策及び施策指標

施策① 太陽光発電等の普及促進

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
太陽光発電等の設置 (公共施設) (累計)	3 件	10 件
太陽光発電等の設置数 (住宅用) (累計)	72 件※	125 件
蓄電池の設置数 (住宅用) (累計)	41 件※	90 件

※町の太陽光システム設置費補助金交付件数 (平成 23 年度～令和 5 年度【平成 23 年度はモデル的に実施し、平成 25 年度から本格始動】)

施策② 小水力発電等の活用の推進

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
小水力発電等の導入数 (累計)	0 件	1 件

●各主体の具体的な取組内容について

主体	具体的な取組
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭用太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的な導入 ○再生可能エネルギーで発電している環境にやさしい電力への切替
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○工場や事業所における再生可能エネルギーの積極的な導入 ○再生可能エネルギーで発電している環境にやさしい電力への切替 ○再生可能エネルギーを活用した事業開発
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギー導入への支援 ○公共施設・防災拠点への再生可能エネルギーの率直的導入 ○再生可能エネルギーで発電している環境にやさしい電力への切替

基本方針② 省エネルギーの推進

●概要

温室効果ガス排出量の削減にはエネルギー消費量の削減が欠かせません。行政・事業者・町民が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取組推進にあたっては、国や県と連携し、省エネ型設備機器の導入等ハード面での取組と日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等ソフト面での取組、双方を推進していきます。

●施策及び施策指標

施策① 省エネルギー活動への参加促進

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
「ふくしまゼロカーボン宣言事業」(事業所版)の参加事業所数(累計)	6件	20件

施策② 町公共施設のLED化等の促進

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
町公共施設のLED照明導入完了施設数(累計)	5件	18件

●各主体の具体的な取組内容について

主体	具体的な取組
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○「みんなでエコチャレンジ」に参加する。 ○「うちエコ診断」を活用する。 ○こまめな消灯など、省エネを意識した行動を習慣にする。 ○LED や省エネタイプの家電を選択する。 ○住宅の建て替えや新築時には、「スマートハウス・ZEH」を検討する。 ○「デコ活」に賛同する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○「福島議定書」に参加する。 ○「省エネ診断」を受診する。 ○設備機器の適切な運転管理と保守点検を実施する。 ○設備機器の更新時には、省エネ効果の高い機器を導入する。 ○「デコ活」に賛同する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次石川町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」に基づく取組推進 ○省エネ推進に関する施策の検討 ○省エネに関する情報提供・発信 ○「デコ活」に賛同する。



●概要

地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積などにより、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けるものであり、公共交通網の再構築、エネルギーシステムの効率化等を将来的に目指した脱炭素型のまちづくりが必要とされます。また、吸収源となる森林の保全にも配慮することが重要です。

また、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決していくことにも繋がることから、町の長期計画、公共施設等総合管理計画等の整合も図りつつ、脱炭素型まちづくりを推進していきます。

●施策及び施策指標

施策① 脱炭素型車社会づくりの推進

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
電動自動車の導入件数 (累計)	0 件	10 件
V2H システムの導入件数 (累計)	0 件	10 件

※町の電気自動車導入費補助金交付件数 (令和 4 年度～)

施策② 森林保全等による吸収源対策

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
森林整備活動の実施された面積 (累計)	105.13ha	133ha

●各主体の具体的な取組内容について

主体	具体的な取組
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車 (EV) 等のエコカーの導入を検討する。 ○アイドリングストップや急加速をしない等、エコドライブを実践する。 ○公共交通機関の利用に努める。 ○緑化の積極的な推進 (庭、ベランダ、壁面等) ○環境整備活動に積極的に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○社用車に、電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) 等のエコカーの導入を検討する。 ○配送ルート、走行ルートの見直し等による自動車走行距離の削減 ○アイドリングストップや急加速をしない等、エコドライブを実践する。 ○工場、事業所の周囲の緑化の推進
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車に、電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) 等のエコカーの導入を計画的に進める。 ○電気自動車充電設備の整備促進 ○森林環境譲与税の活用等森林環境保全に関する支援策の検討



●概要

本町では、町民、事業者、行政などが一体となっごみの減量化・資源化の推進に取り組むことで、エネルギー起源CO₂の排出を抑制し、廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減に努めます。

●施策及び施策指標

施策① ごみの減量化・資源化の促進

施策指標（例）	現状値（R2）	目標値（R13）
1人1日当たりのごみ総排出量	881g/人・日	860g/人・日
リサイクル率	9.8%	13%

●各主体の具体的な取組内容について

主体	具体的な取組
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別を徹底し、資源ごみのリサイクルに取り組む。 ○家庭における食品ロスの削減に努める。 ○マイバッグ等を使用し、レジ袋や過剰な包装を断る。 ○エコマーク製品等、環境にやさしい商品を購入する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○工場・事業所におけるごみ分別の徹底 ○飲食店や小売店における食品ロス削減の実践 ○環境にやさしい製品の開発に努める。 ○エコマーク製品等、環境にやさしい商品を購入する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別指導と啓発の推進 ○食品ロスを減らす取組の推進 ○3Rの推進



●概要

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるようなしくみが必要です。また、脱炭素型まちづくりでは、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となることが求められます

このように、取組全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境づくりに努めます。

●施策及び施策指標

施策① 町民共同の推進

施策指標（例）	現状値（R5）	目標値（R12）
地球温暖化対策に関連するイベントの実施回数（回/年）	0回	1回

施策② 環境教育の推進

施策指標（例）	現状値（R5）	目標値（R12）
環境講座回数（回/年）	0回	1回

●各主体の具体的な取組内容について

主体	具体的な取組
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策に係る学習会等への積極的な参加 ○エコライフに関する知識の習得と日常生活での実践 ○地球温暖化に関する情報の積極的な入手
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員に対する環境保全等に関する研修や学習会の実施 ○クリーンアップ活動などの、環境保全活動への参加促進
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等での地球温暖化対策に関する環境教育の実施 ○地球温暖化対策に関する出前講座の実施 ○福島県地球温暖化防止活動推進員との連携 ○活動リーダーの養成



●概要

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出削減等による「緩和策」と気候変動に伴う影響を防止・軽減する「適応策」の2つがあり、共に取り組むべき課題です。局所的な豪雨等による自然災害や農林業・生態系への影響、熱中症対策など多様な取組が必要とされており、また、その影響について適切に把握していくことも重要となります。

気候の変動に伴う影響に対し、影響への備えと新しい気象条件を利用した適応策に取り組んでいきます。

●施策及び施策指標

施策① 防災対策の推進

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
防災協定事業所数 (累計)	19 組織	30 組織

施策② 健康対策の推進

施策指標	現状値 (R5)	目標値 (R12)
熱中症患者搬送件数	25 件	0 件
クーリングシェルター (累計)	9 箇所	18 箇所

●各主体の具体的な取組内容について

主体	具体的な取組
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップ等を確認するなど、災害への備えを確認する。 ○暑さ指数 (WBGT) を確認して、熱中症に備える。 ○感染症に関する基本的な知識の習得
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害への備えを確認する。 ○暑さ指数 (WBGT) を確認し熱中症に備えるなど、従業員の健康管理に努める。 ○クーリングシェルターの開設
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップの周知 ○治山・治水対策の推進 ○防災に関する情報提供 ○熱中症予防の啓発と注意喚起 ○クーリングシェルターの指定及び周知 ○感染症等の予防・対策推進

コラム 「脱炭素化につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」

●脱炭素化につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）とは？

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、行動変容、ライフスタイル変革を促すために、2022年10月に新たに立ち上げられた国民運動です。衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の絵姿を描き、具体的なアクションを提案するとともに、官民連携による脱炭素化による豊かな暮らし創りに向けた取り組みを展開することで、新たな消費・行動の喚起とともに、国内外での脱炭素型の製品・サービスの需要創出にもつなげていくとしています。

●「脱炭素化につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の絵姿



【(出典) 脱炭素化につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動サイト (環境省)】

●新しい豊かな暮らしを後押しする4つの切り口

以下の切り口で、知り、触れ、体験・体感できる様々な機会・場などが発信されています。

(1) テレワークなどの働き方、暮らし方での後押し

デジタルも駆使して、多様で快適な働き方、暮らし方を後押し（テレワーク、地方移住、ワーケーションなど）

(2) 豊かな暮らしを支える製品・サービスで後押し

脱炭素につながる新たな暮らしを支える製品・サービスを提供・提案

(3) インセンティブや情報発信を通じた行動変容の後押し

インセンティブや効果的な情報発信（気づき、ナッジ）を通じた行動変容の後押し（消費者からの発信も含め）

(4) 地域独自の暮らし方での後押し

地域独自の（気候、文化等に応じた）暮らし方の提案、支援

第5章 重点プロジェクト

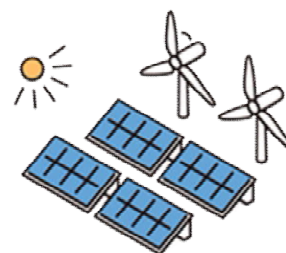
第1節 重点プロジェクトの設定

重点プロジェクトとは、石川町の目指すべき環境像を実現するため、各施策の中でも重点的に取り組むことで、計画全体を先導していく事業をまとめたものです。

本町においては、下記の3つの取組を重点プロジェクトとし、重点的に推進します。

1 公共施設への省エネ・再エネ設備率先導入

- 省エネルギー診断を実施することで、削減可能なCO2排出量を明確化し、効果的な省エネ設備導入を推進
- 公共施設へ再生可能エネルギー設備を導入するとともに、再エネ由来電力の導入についても積極的な取組を行う



2 民間企業と連携した脱炭素化社会の形成

- 町民・事業者の太陽光発電設備の導入を支援し、電力の自家発電・自家消費体制を確立
- 町内企業と連携を行い、地域資源を生かした再生可能エネルギーの地産地消のための体制を構築



3 温室効果ガスの吸収源対策の強化

- 地域コミュニティが行う環境整備事業について支援を行い、地域住民の脱炭素化行動を後押しする
- 適切な間伐や循環利用について支援を行い、森林吸収源対策を推進



第2節 重点プロジェクト

公共施設への省エネ・再エネ設備率先導入

- 第2次石川町地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設の脱炭素化に向けた省エネルギー機器整備、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 石川町が所有する公共施設について、省エネルギー診断を実施し、削減可能なCO2排出量を把握します。
- 再生可能エネルギーの導入可能量が多くかつ電力消費量が多い公共施設については、自己所有・PPA方式・リース方式等の導入手法の中から適切な手法を選択し、積極的に太陽光発電設備を導入します。

プロジェクト
目標

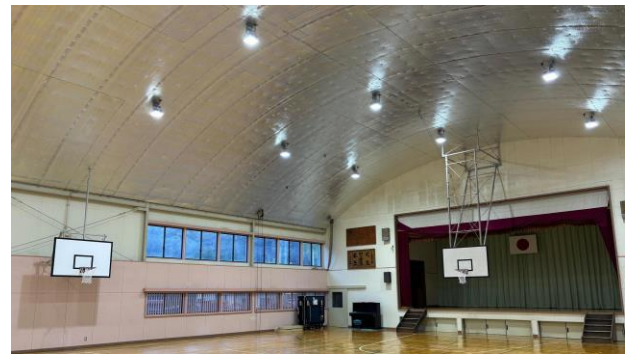
石川町の事務事業から排出されるCO2排出量
▶2030年度までに**50%以上削減**（2017年度比）

公共施設への省エネ・再エネ設備率先導入のための2つの取組

省エネルギー診断の実施

石川町の所有する公共施設について、省エネルギー診断を実施することで削減可能なCO2排出量を明確化するとともに、対象機器について積極的に省エネルギー機器へ転換を行います。

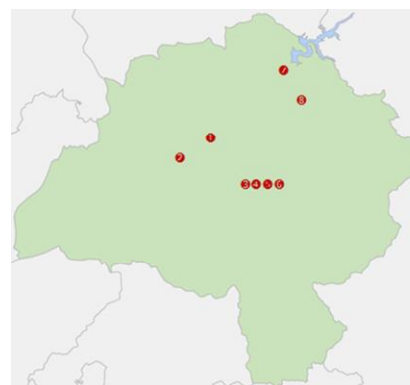
LED化済みの公共施設（旧母畑小学校体育館）



再生可能エネルギーの導入検討

石川町の所有する公共施設のうち、CO2排出量上位8施設については、再生可能エネルギーの導入可能性を検討し積極的に導入に向けて取り組むとともに、導入が困難である場合にはエネルギー構成のうち再生可能エネルギーの占める割合が大きい電力プランを採用することで、CO2排出量を削減します。

CO2排出量上位8施設



- ①石川町役場庁舎
削減目標 ▲236t-CO2
- ②石川町総合体育館
削減目標 ▲53t-CO2
- ③モトガッコ
削減目標 ▲13t-CO2
- ④石川町立石川小学校
削減目標 ▲80t-CO2
- ⑤石川町温水プール
削減目標 ▲63t-CO2
- ⑥石川町立石川中学校
削減目標 ▲62t-CO2
- ⑦母畑レークサイドセンター
削減目標 ▲32t-CO2
- ⑧母畑浄水場
削減目標 ▲153t-CO2

民間企業と連携した脱炭素化社会の形成

- 2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、「2030年度までに新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備を設置することを目指す」という政府目標が定められており、本町においても同水準での設置を目指し補助金制度を設け、太陽光発電システム及び家庭用蓄電池の普及を促進しています。
- 自家利用型太陽光発電システムの効果を広報するとともに、地域の民間企業と連携し石川町で発電した再生可能エネルギーを石川町で消費できる体制を構築することで、脱炭素化社会の形成を後押しします。

プロジェクト
目標

家庭部門から排出されるCO₂排出量

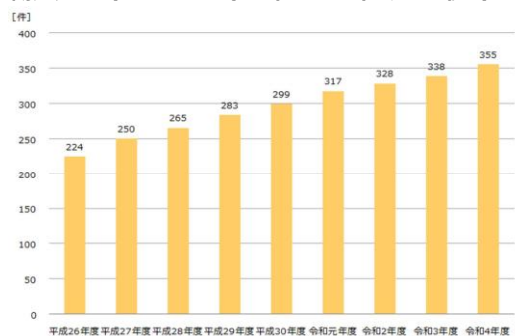
▶2030年度までに**50%以上削減**（2013年度比）

民間企業と連携した脱炭素化社会の形成のための2つの取組

自家利用型太陽光発電設備の導入支援

自家利用型太陽光発電設備を導入する住民・事業者に対して、導入を促進する支援体制を確立し、地域における再生可能エネルギー設備導入を推進します。

太陽光発電（10kW未満）設備の導入件数の推移（累積）

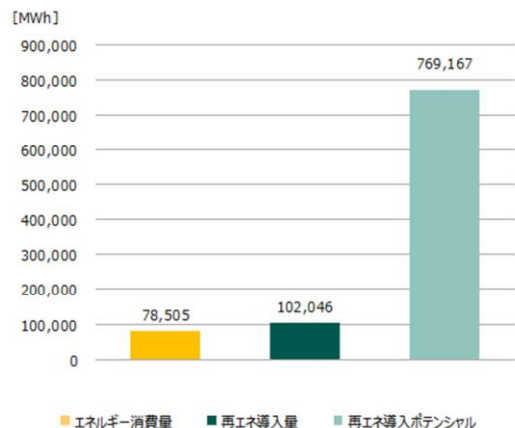


再生可能エネルギーの地産地消のための体制構築

石川町の太陽光発電設備から生み出される発電電力量は年間102,046MWhと推計され、石川町の電気需要を大きく上回る数値となっていますが、その多くは町外で利用されています。

脱炭素化社会の形成のためには石川町内の再生可能エネルギー消費量を増加させることが必要となるため、民間企業と連携し再生可能エネルギーの地産地消体制を確立します。

区域内のエネルギー消費量に対する再エネ導入ポテンシャル



温室効果ガスの吸収源対策の強化

- 石川町の森林面積は 5,864ha であり、町域の約 51%を占めています。
- 森林は、地域産業の発展並びに土地の保全、水資源の確保、自然環境の保全、CO₂ の吸収等多面的な機能を有しており、これらの機能発揮を通じて地域の生活と深く結びついています。
- このような地域特性を踏まえ、森林資源の保全及び温室効果ガスの吸収源対策の強化という両目的を達成するため森林整備の推進を行います。

プロジェクト
目標

森林の温室効果ガスの吸収量

▶2050 年度までに▲20,000t-CO₂/年へ改善

温室効果ガスの吸収源対策の強化のための2つの取組

地域コミュニティによる環境整備活動の支援

地域コミュニティが自主的に実施する環境整備活動について、活動を継続するための制度構築・事業設計を行い、地域住民が環境整備活動に取り組みやすくなる体制を構築します。

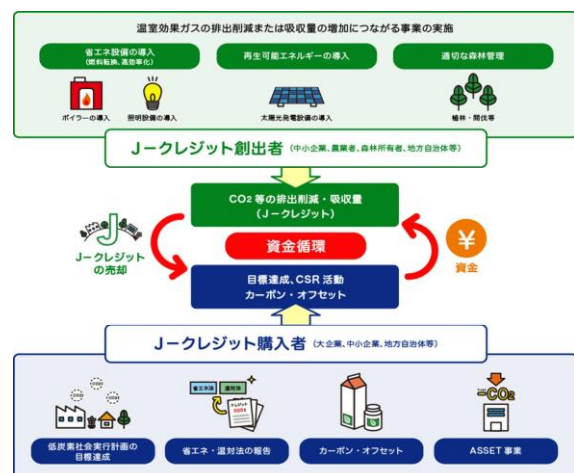
また、環境整備活動を通じて脱炭素化へ興味・関心をもっていただくことで、地域の脱炭素化を後押しします。



【(出典) 林野庁関東森林管理局 HP
(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/joetu/works/01.html>) より】

森林整備活動の推進

森林の機能は間伐を継続的に行い、植生を整えることで発揮されます。本町においても、森林整備活動を十分に行うことができるよう、中長期的な視点で森林経営を行う森林所有者等に対し運営支援を行うとともに、CO₂削減量を市場で取引可能な「クレジット」として運用できる「J-クレジット制度」についても活用に向けて、検討を進めて参ります。



【(出典) 経済産業省 HP
(https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyuu_keizai/japancredit/index.html) より】

第6章 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

国は、地域の合意形成を図りながら、地域の脱炭素化を進めるため、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正を行い、地域の環境保全や課題解決に貢献する再生可能エネルギーを活用した地域脱炭素化促進事業を市町村が認定する仕組みを創設しました。

この仕組みは、市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する際、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」といいます。）等を定めるように努めるものとされています。

本町においては、環境省令及び福島県の定める「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に係る基準」に基づき、福島県や町民、地域事業者と調整を図りながら設定に向けた取り組みを進め、改定時に別冊で定めることとします。

構想案 地域脱炭素化促進事業策定事項

1	再生可能エネルギーの種類 太陽光発電設備	4	地域脱炭素化のための取組 促進区域に指定した公共施設について、町が積極的に事業を誘導する
2	対象となる規模 すべての規模の施設	5	環境保全のための取組 環境省の定める太陽光発電の環境配慮ガイドラインを遵守
3	対象として想定する区域 石川町所有の公共施設 石川町の所有地	6	持続発展の取り組み 太陽光発電設備を活用し、平時の脱炭素化と防災機能強化を両立する

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

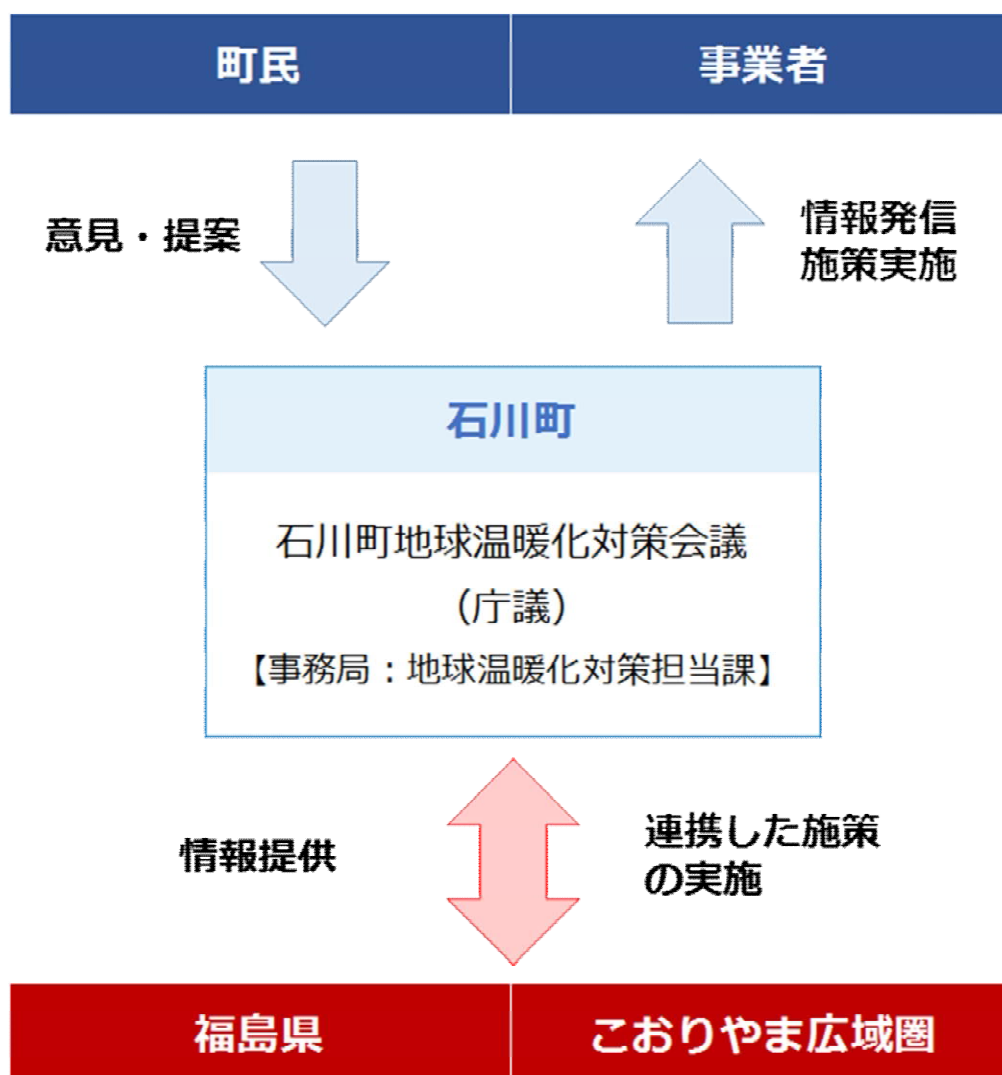
地球温暖化問題は、町民や事業者の日常の生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題と決定的に異なります。

地球温暖化問題の解決のためには、町民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、町と連携・協働して各種の取組を進めていくことが必要です。

このため、本町は、環境施策をともに進めていくパートナーとして、町民や事業者と連携し、活動に取り組んでいくとともに、「こおりやま広域圏気候変動対策推進研究会」として気候変動影響にかかる共通課題をもつこおりやま広域圏及び広域自治体である福島県と連携して取り組みを進めてまいります。

また、推進体制は石川町庁議に付帯して「石川町地球温暖化対策会議」（議長：町長）を設置し、進捗を内部管理するとともに、適宜事業の推進を図っていきます。

図表7-1 推進体制図



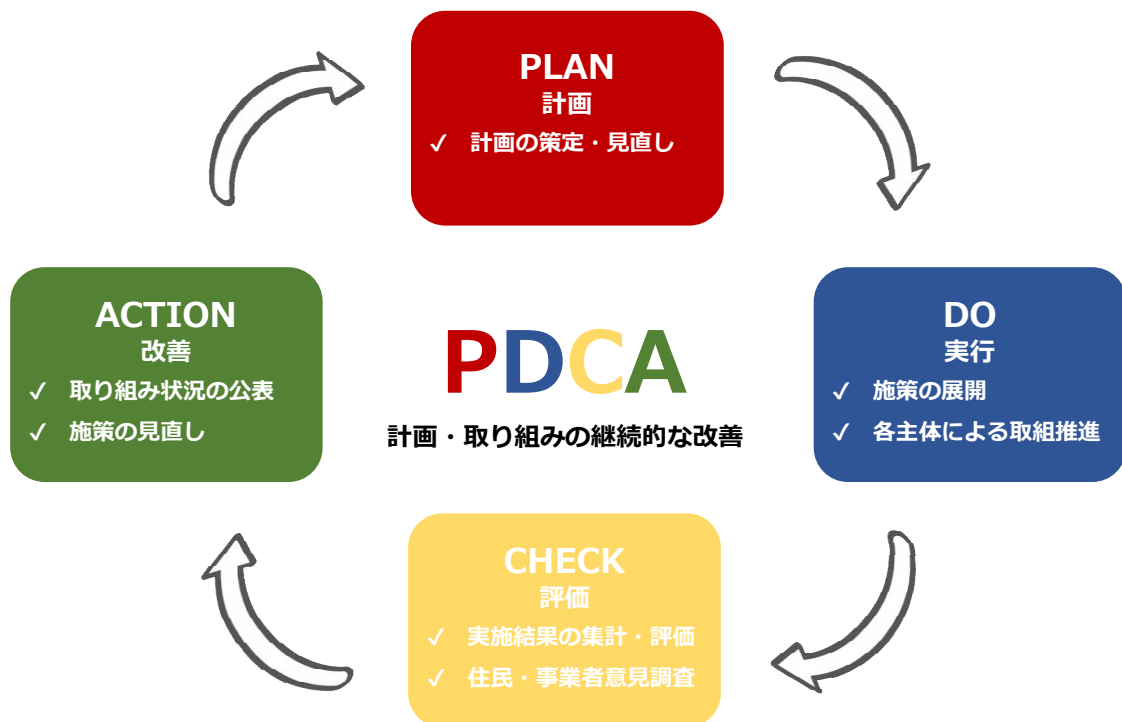
第2節 計画の進捗管理

1. PDCA サイクル

計画の着実な推進を図り、町民・事業者・町の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す PDCA サイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施するとともに、取り組み状況について公表・周知していきます。

図表 7-2 PDCA サイクルによる計画の進行管理



2. 取り組み状況の公表

施策の取り組み状況は、基本方針で定めた指標及び重点プロジェクトで設定したプロジェクト目標を用いて確認します。

「石川町区域内」及び「石川町が実施する事業」から排出される温室効果ガスについても定期的に算定を行い、計画の進捗管理を行います。

なお、本計画の取り組み状況については、町ホームページ等を活用しながら、町民や事業者に対して情報を公開していきます。

資料編

資料① 事業者意識調査アンケート結果

(1) 調査目的

石川町地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定に向けて、事業者の温暖化対策に関する取組状況や意向等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

調査は、町内 463 事業所を選定し実施しました。

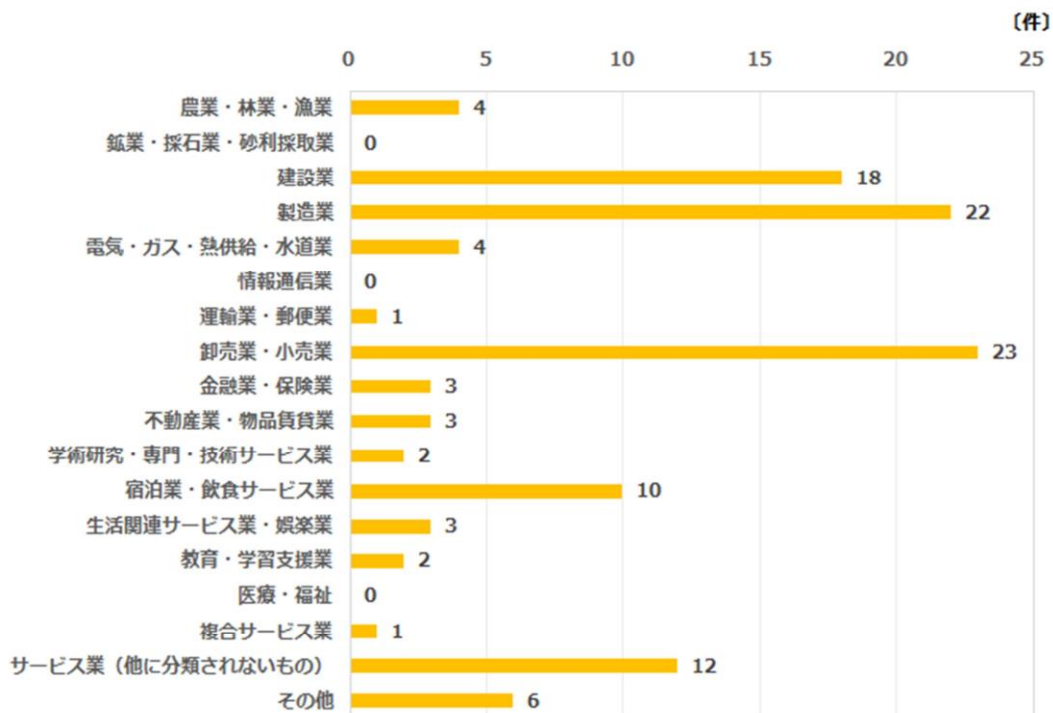
設問の内容については、地球温暖化問題に対する認識を伺うとともに、事業者の行っている取組についても調査を行いました。

図表①-1 アンケート調査概要

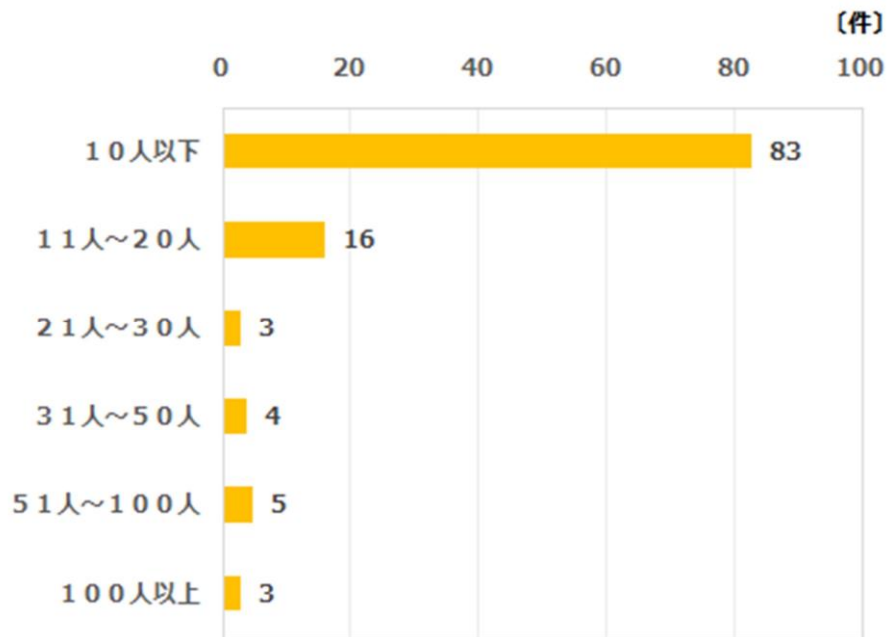
項目	概要
調査対象	町内にある事業所
配布数	463 通 (463 事業所)
回収数	114 通
回収率	24.6%
実施期間	令和 6 年 10 月 15 日～令和 6 年 11 月 15 日

(3) 調査結果

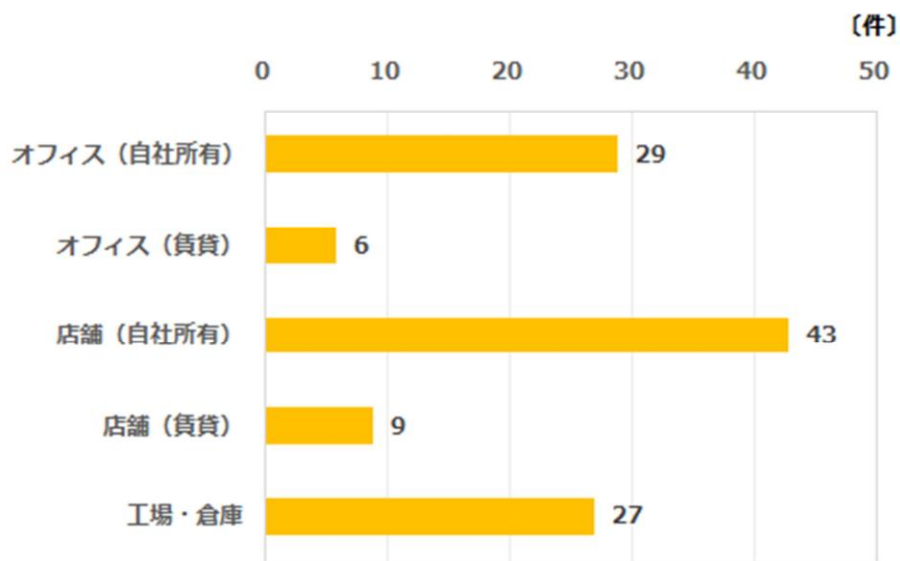
問 1 業種について



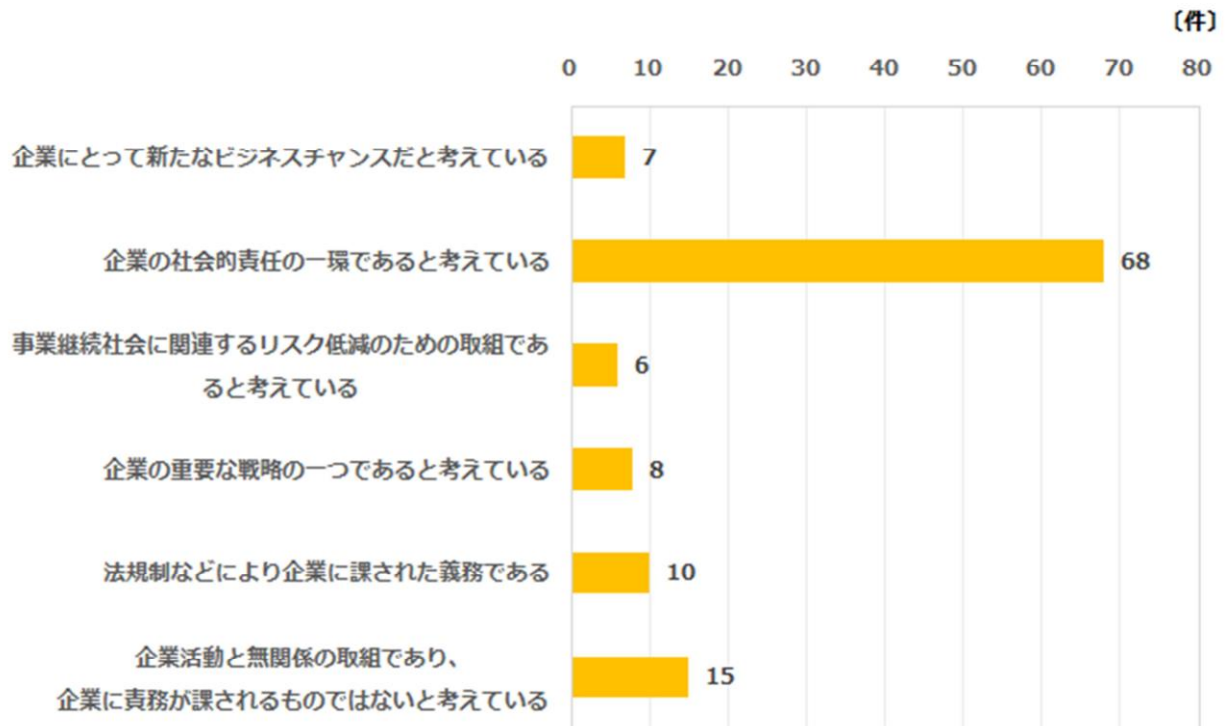
問2 従業員数について



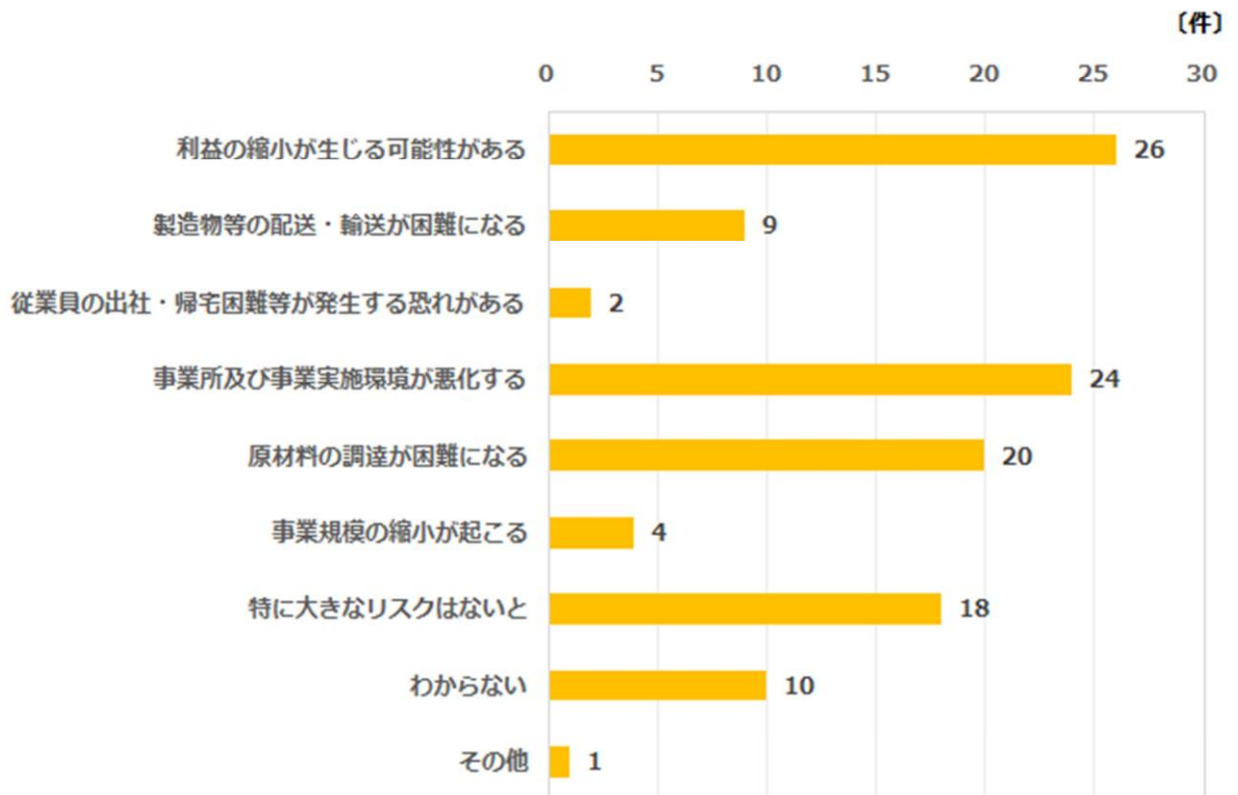
問3 事業所形態について



問4 地球温暖化対策に対する、企業としての認識について

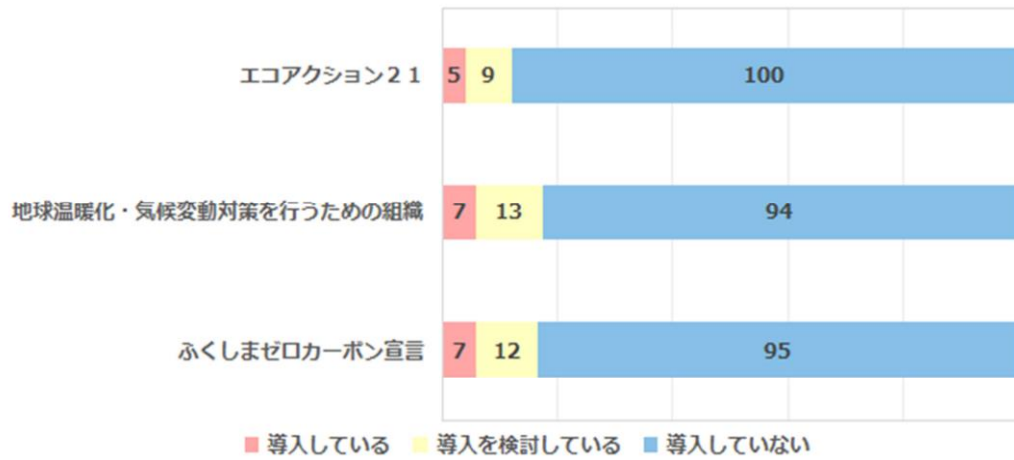


問6 地球温暖化について、企業としてどのようなリスクを認識しているかについて



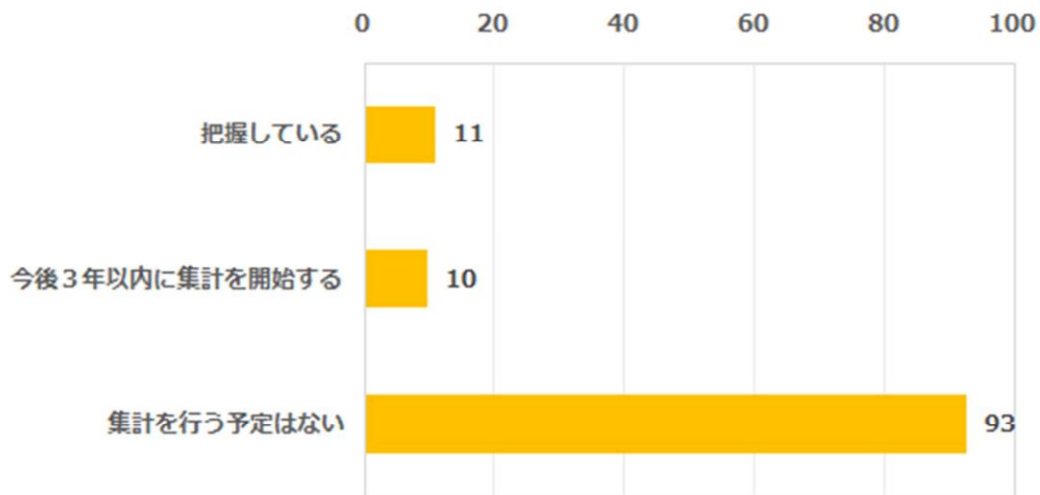
問7 地球温暖化対策のために導入している制度・組織について

【件】



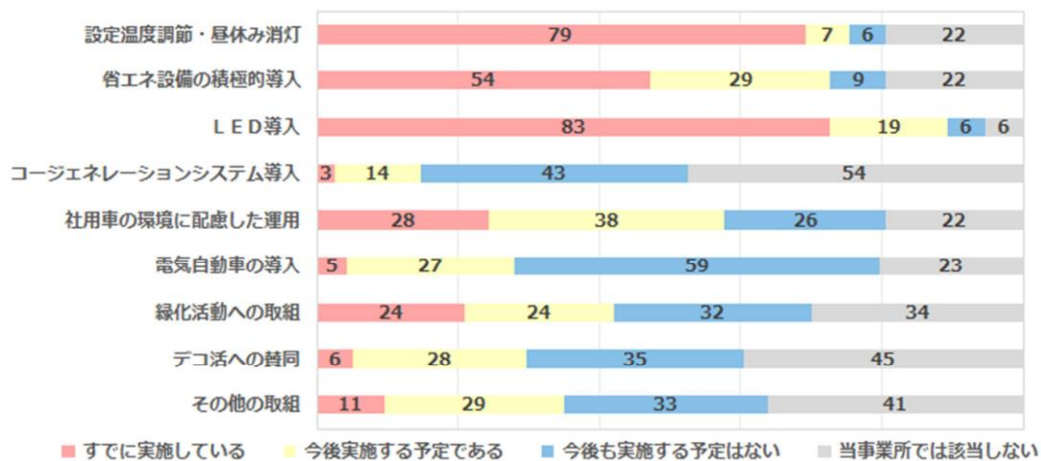
問8 温室効果ガスの排出量の把握状況について

【件】



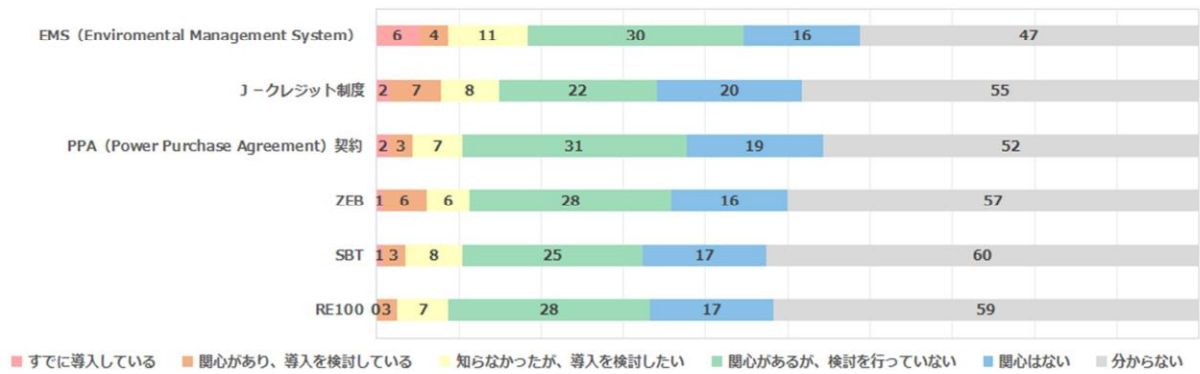
問9 地球温暖化対策の実施状況について

【件】



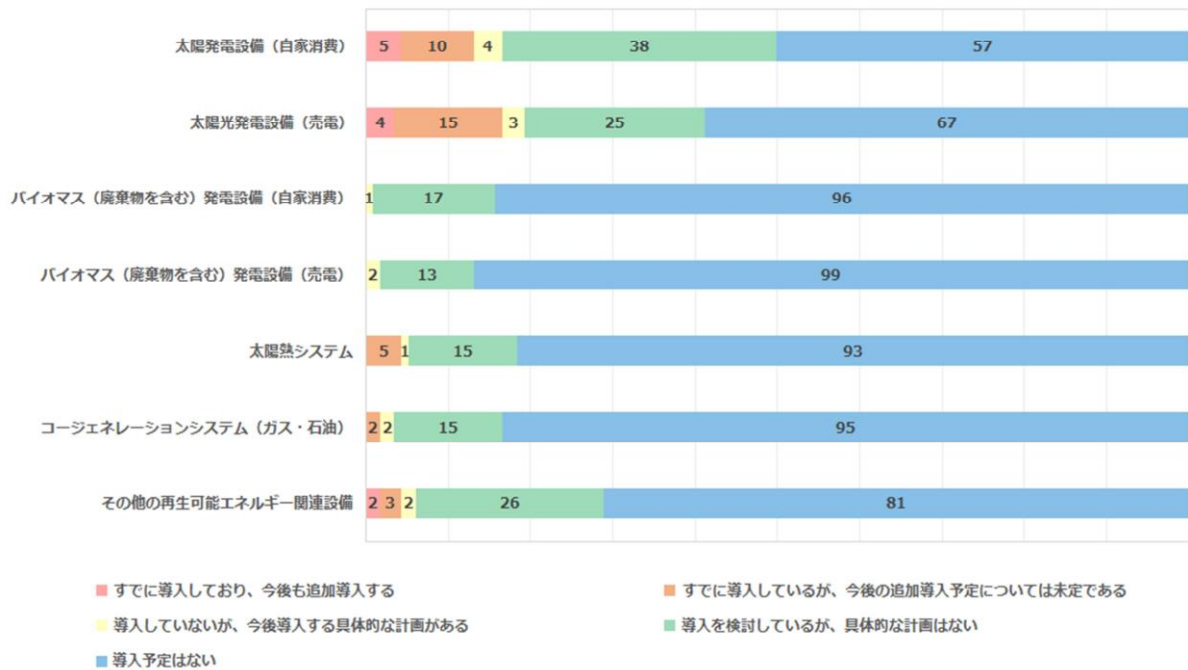
問 1 0 温室効果ガス排出量を削減するための制度・取組等への関心について

(件)

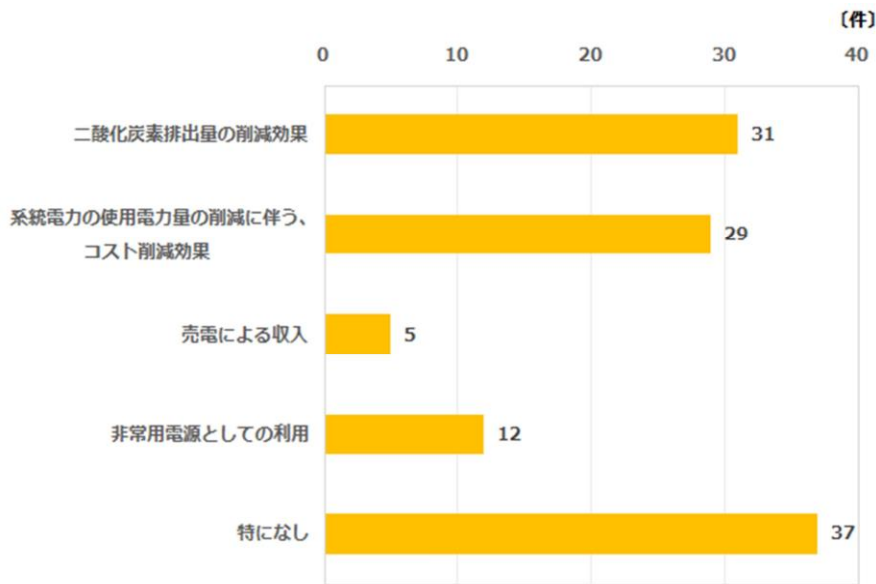


問 1 1 再生可能エネルギー関連設備の導入状況・導入意向について

(件)



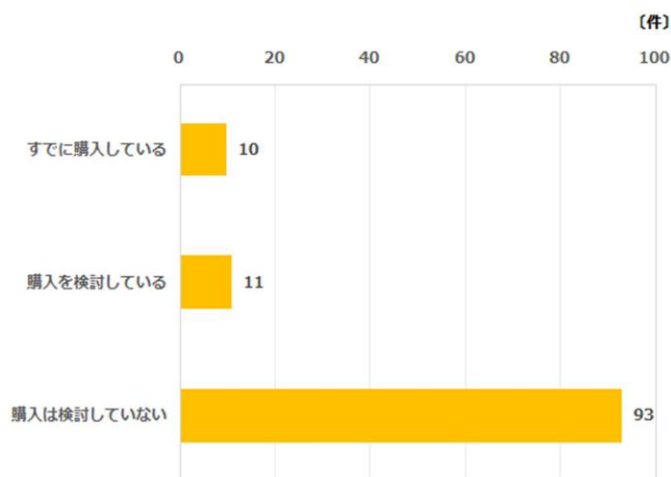
問 1 2 再生可能エネルギー関連設備の導入に期待する効果について



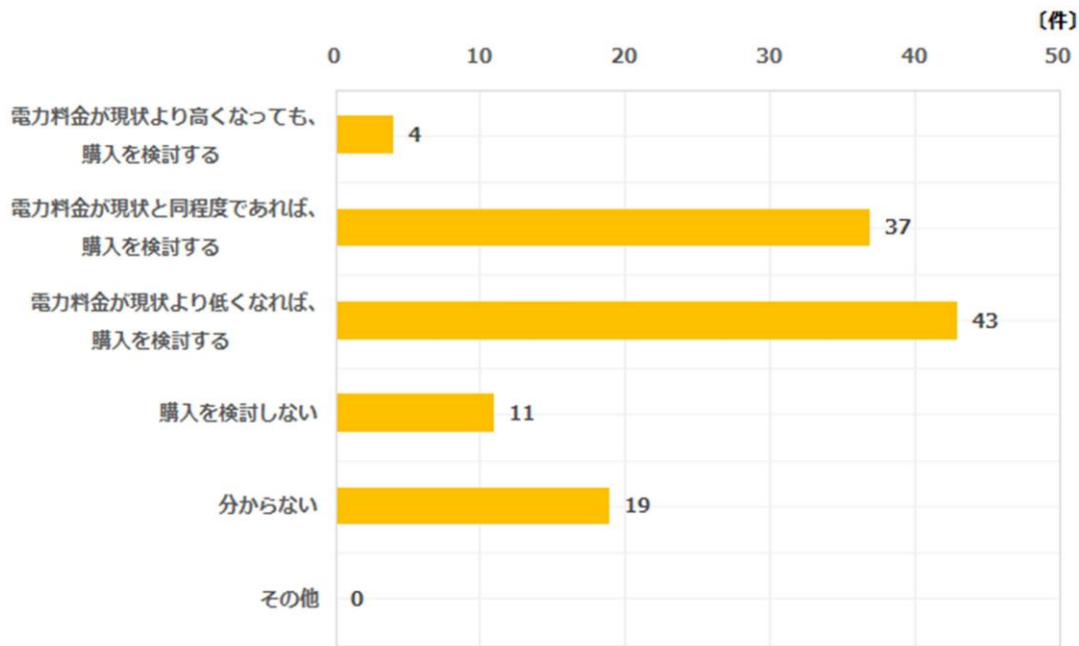
問 1 3 再生可能エネルギー関連設備の導入を行う際の条件について



問 1 4 再生可能エネルギー由来電力の購入条件について



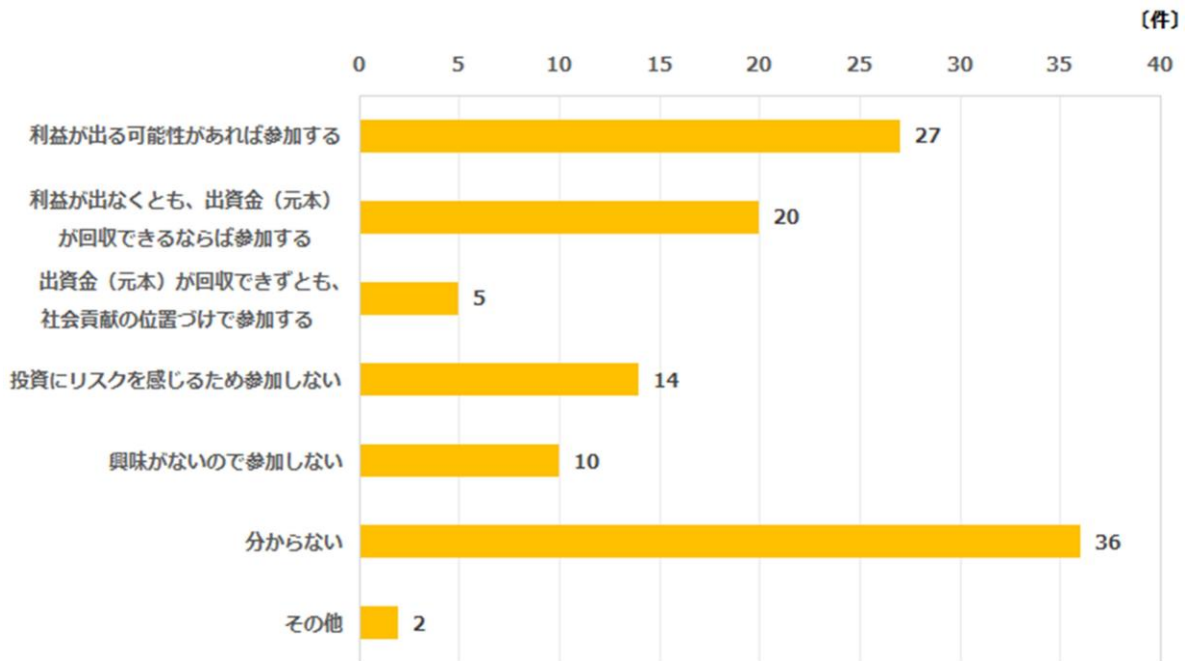
問 1 5 再生可能エネルギーを地産地消する仕組みが構築された際の購入意向について



問 1 6 問 1 5において「検討しない」もしくは「わからない」と回答した場合の理由について



問 1 7 再生可能エネルギーの導入による地域活性化に関する取組への参加可否について



問 1 8 その他の意見について

回答件数 12件

業 種	意見内容
農業・林業 ・漁業製造業	全量売電期間終了後に新たに電力会社に契約するより、地域消費型での電力供給ができれば良いと思う。
製造業	脱炭素は、企業に課せられた社会的責任の一つと考えているが、一方で、町内でこじんまりと事業を営む個人事業主としては、町民の減少に伴う営業機会の損失や仕事量の減少を実感しているだけではなく、更に、近年の原材料高騰により利益確保が一層困難になっていることから、企業存続が最優先課題となっており脱炭素までなかなか目を向けられていない現状がある。脱炭素を検討していく際は、是非、脱炭素と企業存続（企業の利益確保・増大）の2つの軸をセットで考えることで、脱炭素の取り組みは、よりスムーズに進み賛同も得られるのではないかと。
サービス業	再生可能エネルギー施設設置による環境破壊や、省エネ製品に置換る際のコスト、またその製品製造時に発生するCO2の事等を精査・考察して良い選択をする必要がある。
外 9件	

資料② 町民意識調査アンケート結果

(1) 調査目的

石川町地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定に向けて、町民の温暖化対策に関する取組状況や意向等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

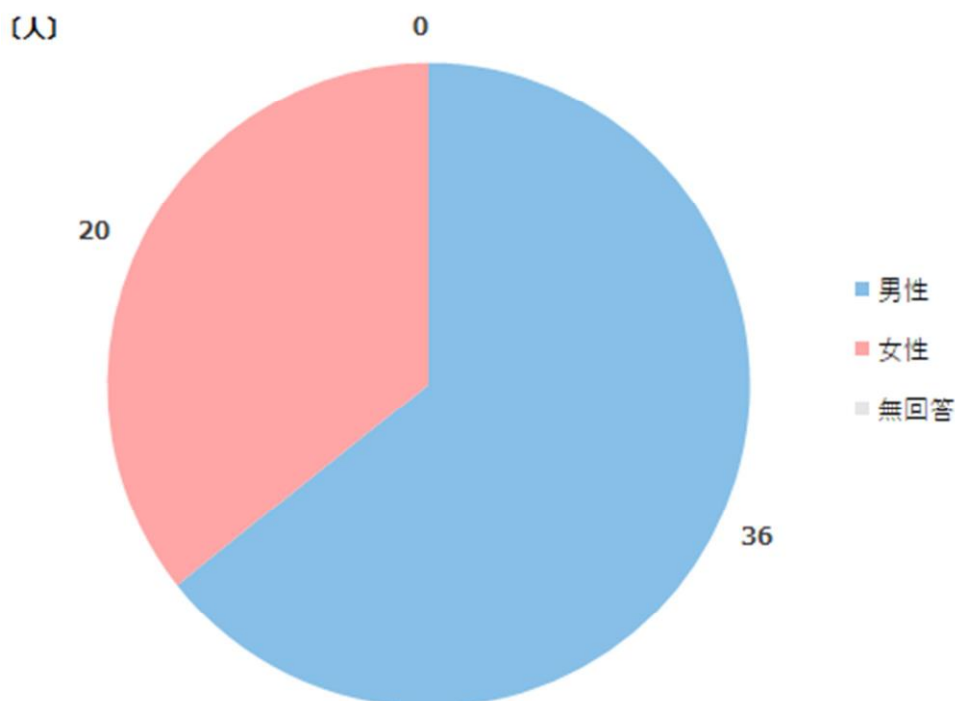
設問の内容については、地球温暖化問題に対する認識を伺うとともに、町民の行っている取組についても調査を行いました。

図表②-1 アンケート調査概要

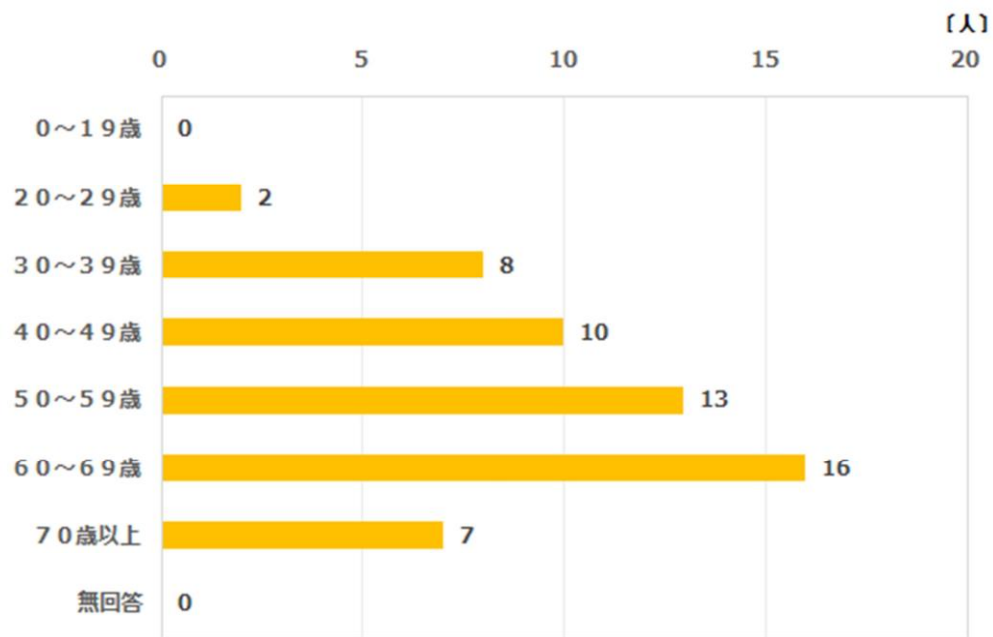
項目	概要
調査対象	オンライン回答（LINE,HP,組回覧等により周知）
回答数	56件
実施期間	令和6年11月1日～令和6年11月21日

(2) 調査結果

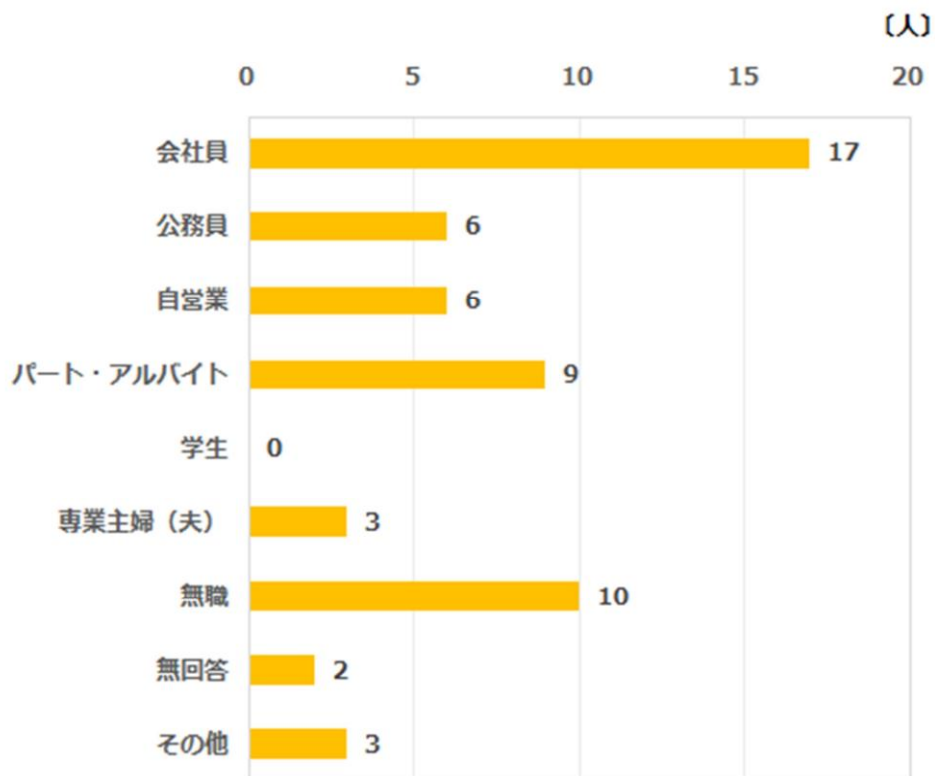
問1 回答者の性別について



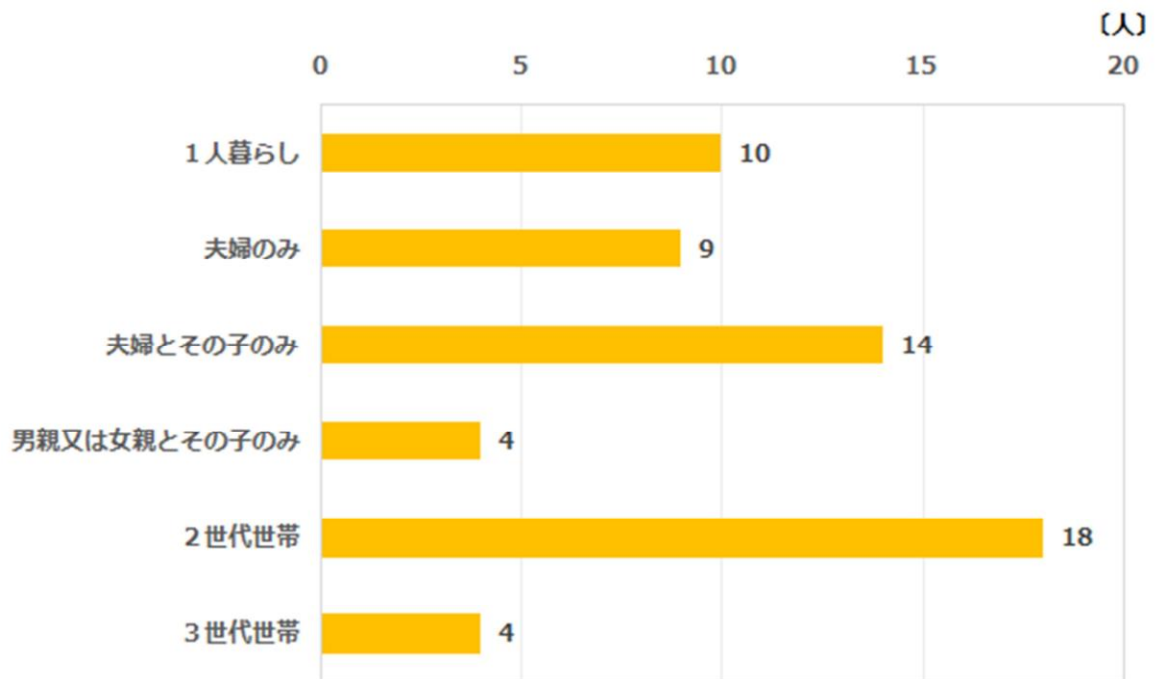
問2 回答者の年齢について



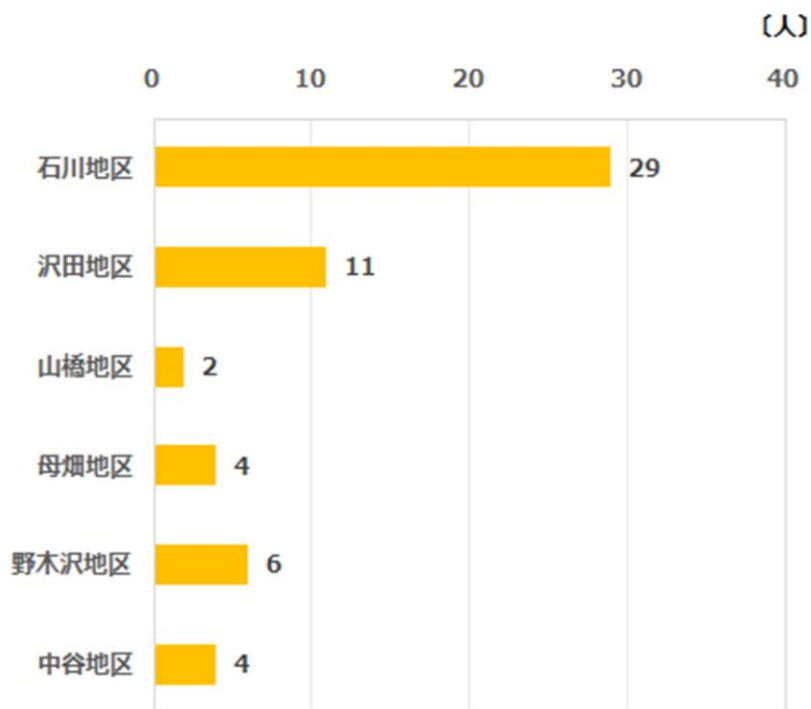
問3 回答者の職業について



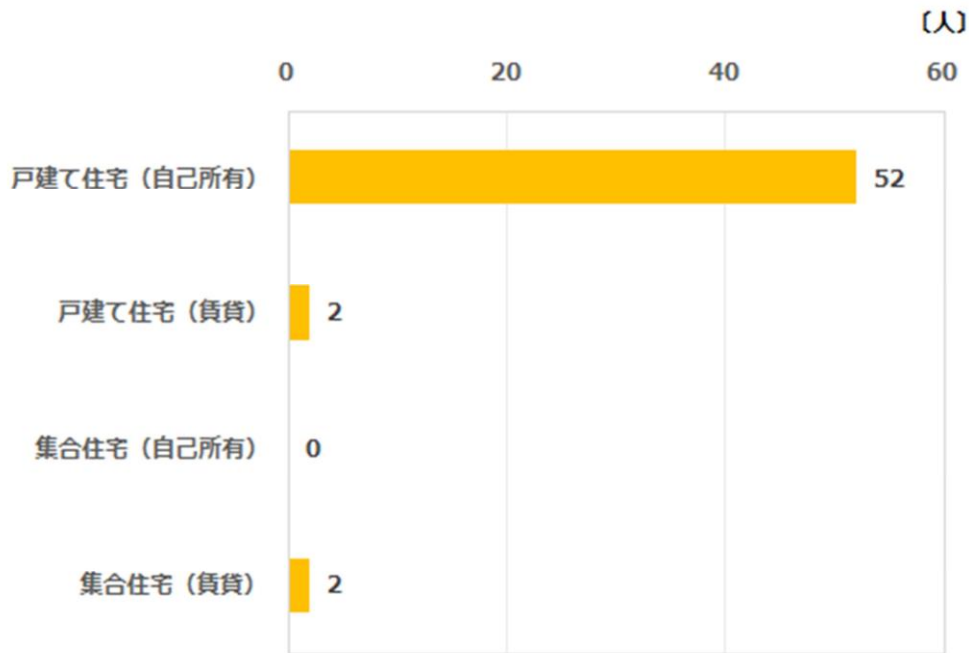
問4 回答者の家族構成について



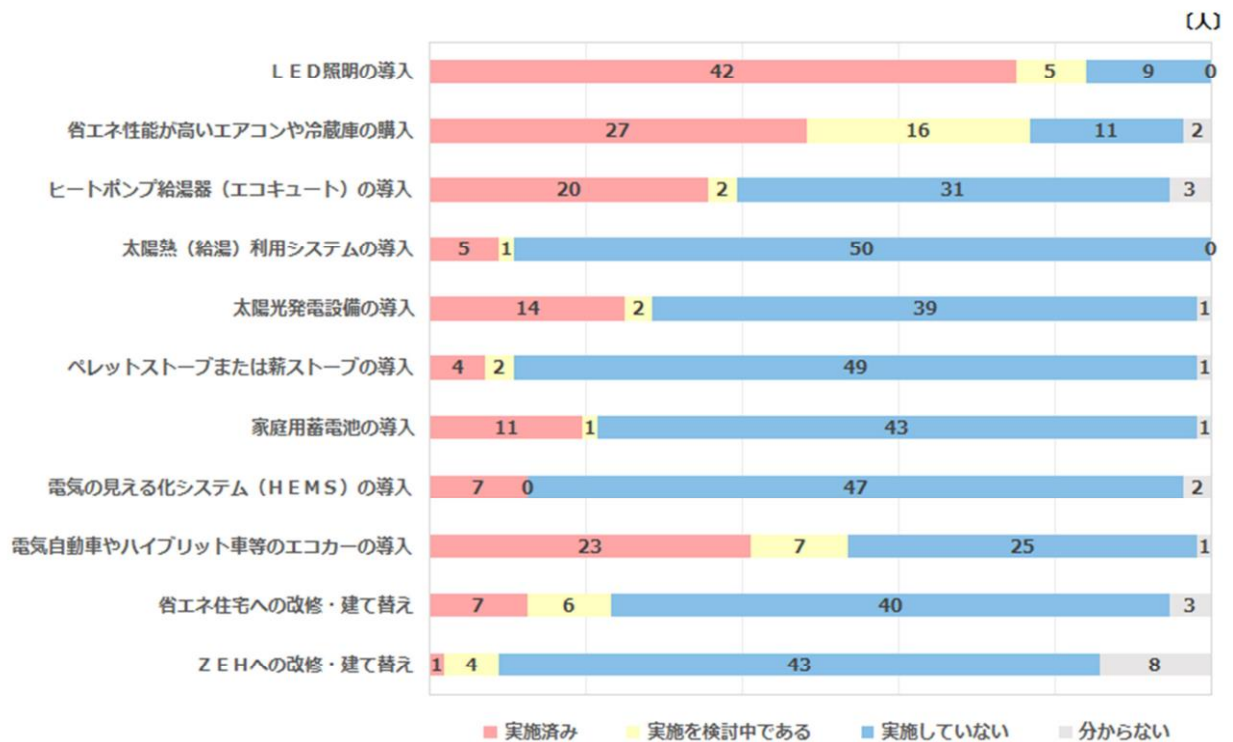
問5 回答者のお住いの地区について



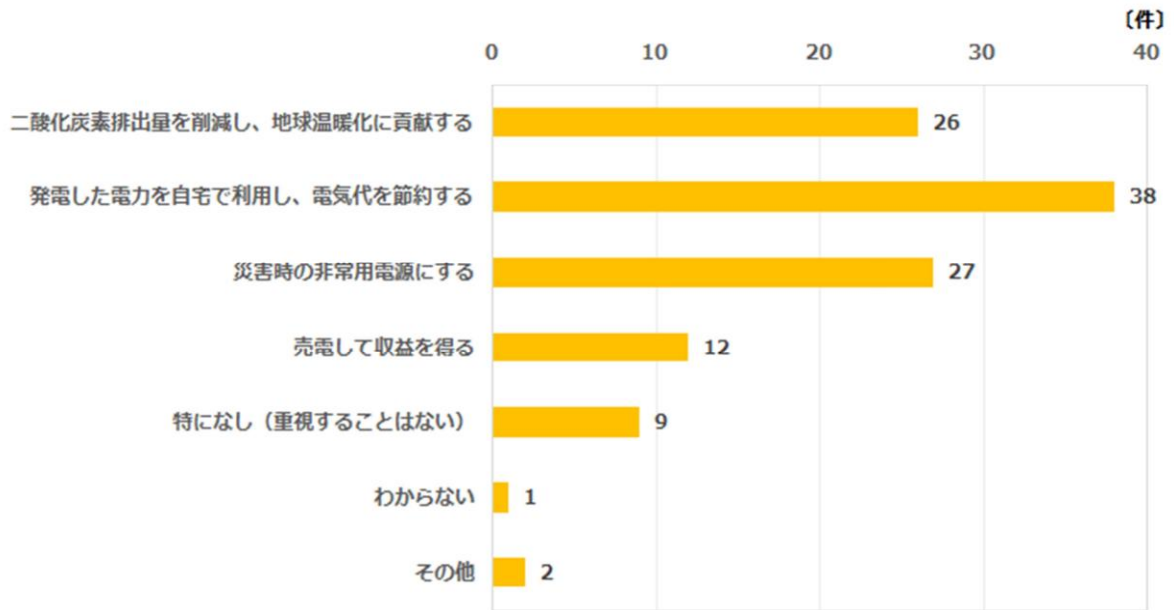
問6 回答者の住居形態について



問7 地球温暖化防止に向けた取り組みの実施状況について



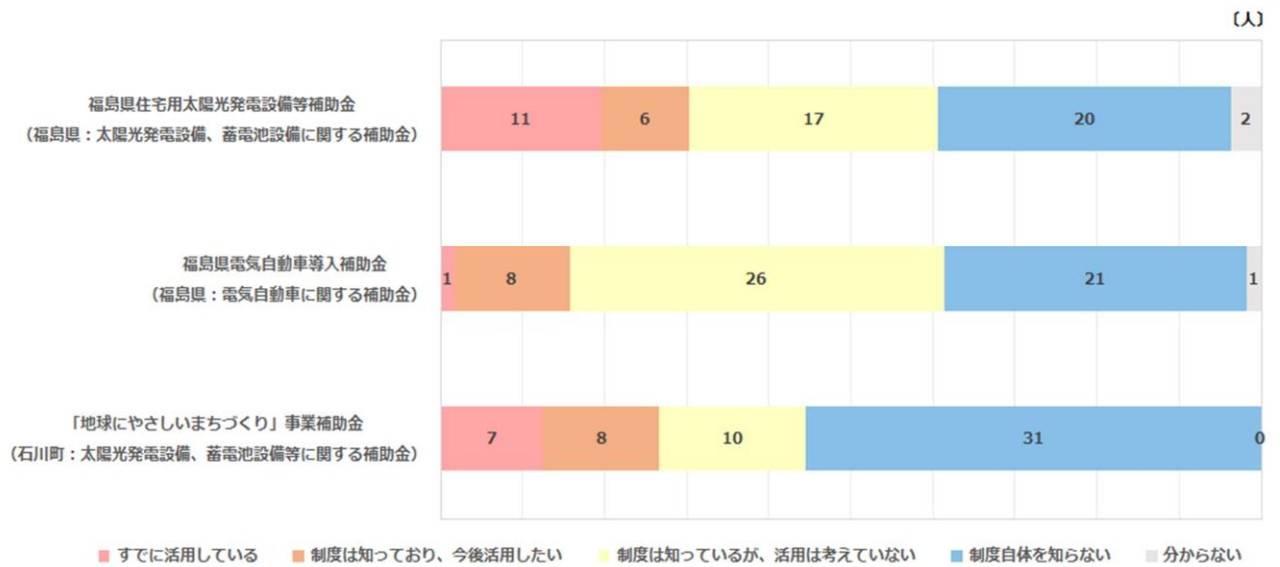
問8 太陽光発電設備の導入にあたって重視する効果について



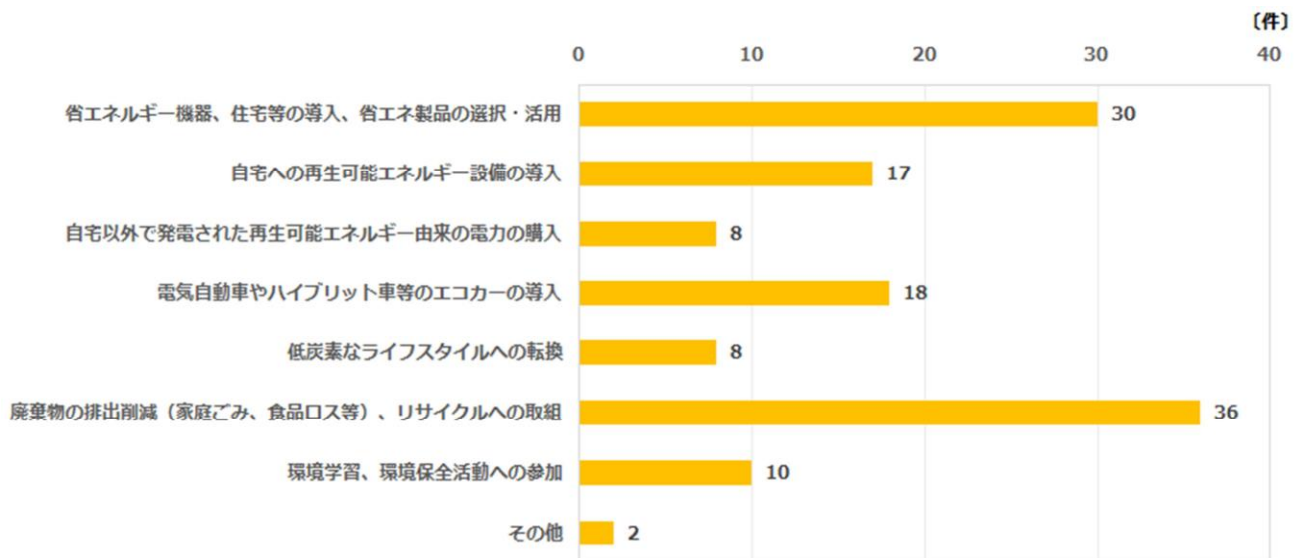
問9 地球温暖化防止に向けた取り組みについて、取り組みやすくなる条件について



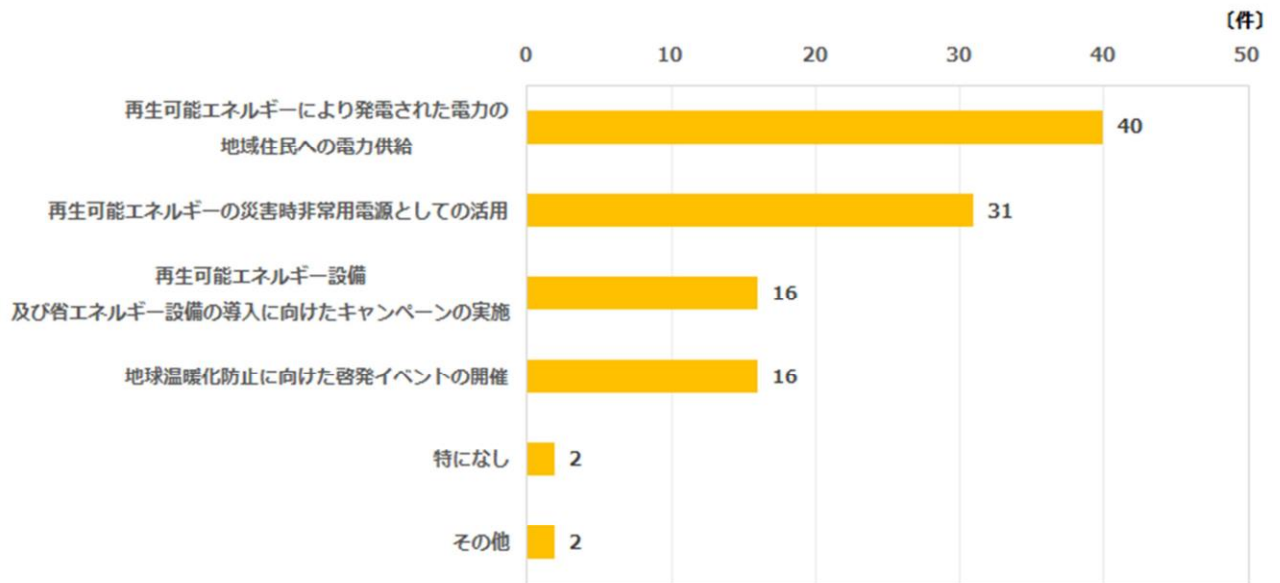
問 1 0 設備導入に対する補助金の活用状況について



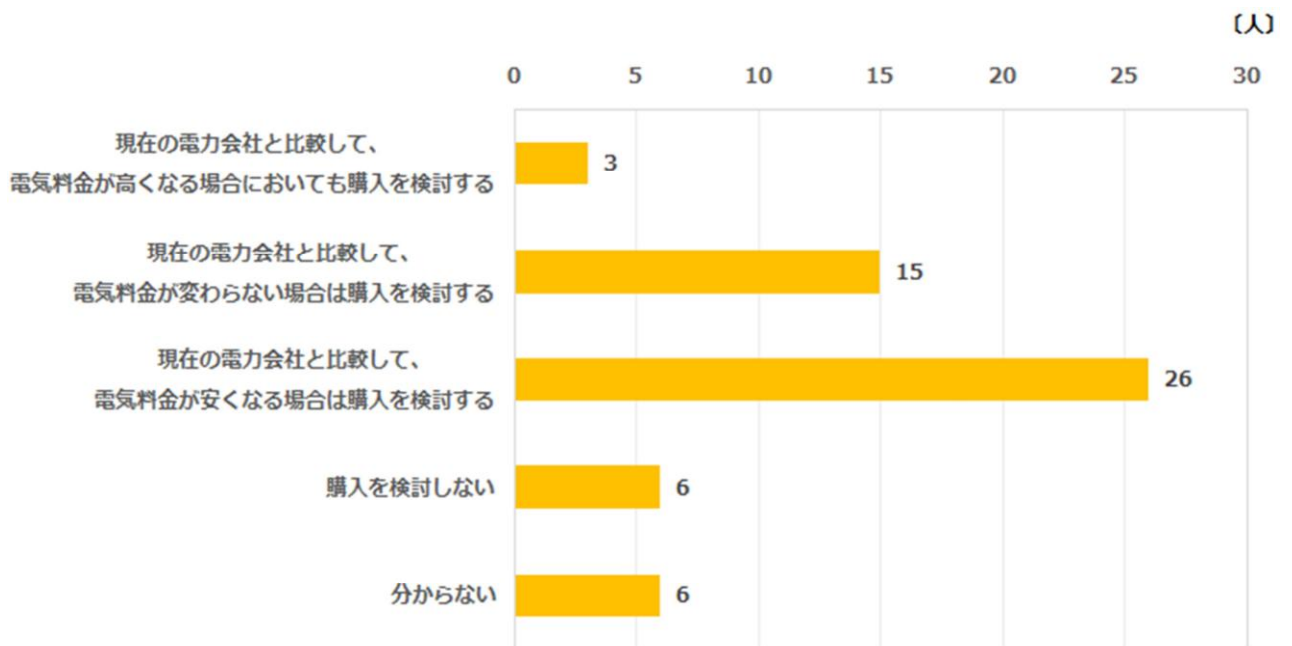
問 1 1 地球温暖化防止に向けた、今後重視する家庭における取り組みについて



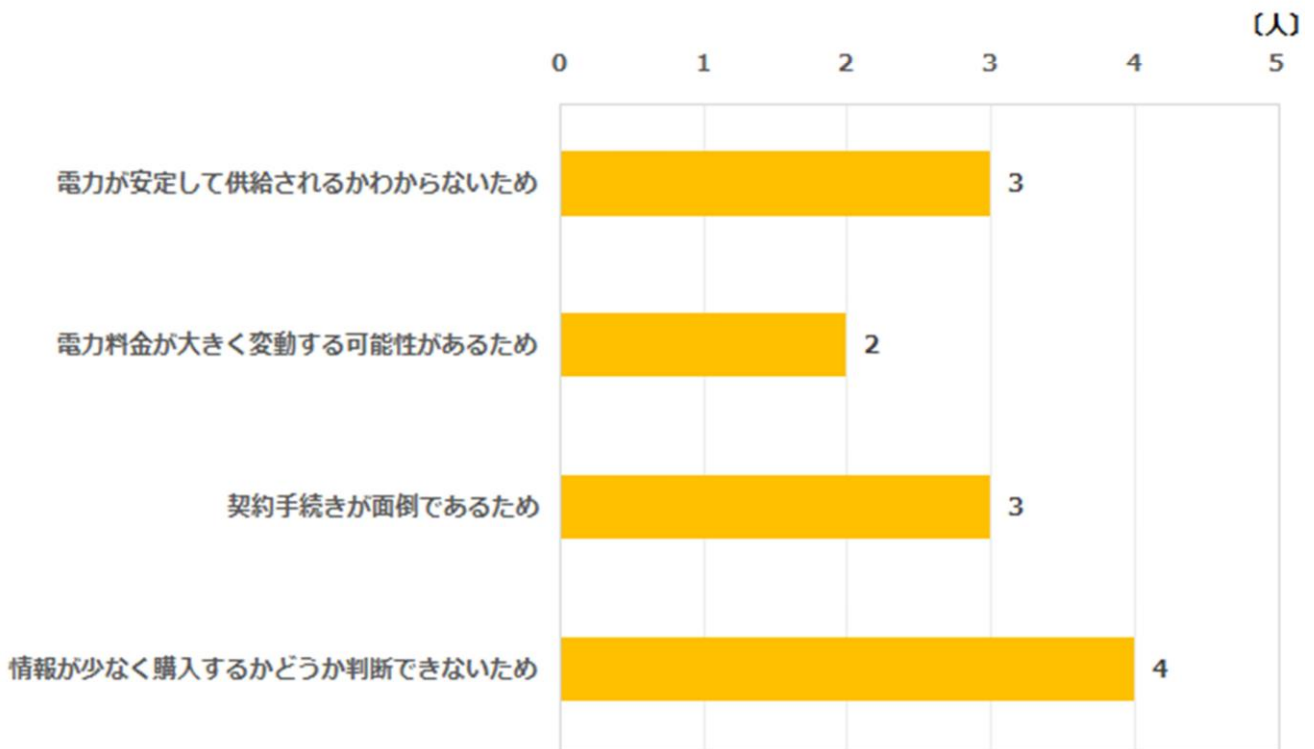
問 1 2 地球温暖化防止に向けて、行政に対して今後期待することについて



問 1 3 今後、石川町内で発電された電力を石川町内の住宅・事業所等へ供給する仕組みが形成された場合における購入意向について



問14 「購入を検討しない」または「分からない」場合における理由について



問15 その他の意見について

回答件数 15件

居住地区	意見内容
石川地区	省エネ商品や電動車などの導入を検討したいが、金銭面が高額なためなかなか難しい。
中谷地区	単発的にこれが良いのでは、あれが良いのではと飛びつくのではなく、長期的視野で進めることが重要である。現在の排出量や電力消費を分析し、数十年後にこうしたいという目標を挙げ、それに向けてどうするかを具体的に計画すべき。
野木沢地区	再生可能エネルギーに関連付けた雇用の創出を期待したい。
外 12件	

資料③ 町民意見（パブリックコメント）の概要

（1）実施目的

石川町地球温暖化防止実行計画区域施策編の策定に際して、町民の皆さまのご意見をいただき、必要に応じて素案の修正を行うために実施しました。

（2）実施期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月24日（金）まで

（3）公表方法

- ・石川町HP
- ・下記公共施設での公表

図表③-1 公表場所一覧

公共施設名
石川町役場 2階 防災環境課
石川町文教福祉複合施設（モトガッコ）
石川自治センター
沢田自治センター
野木沢自治センター
母畑自治センター
中谷自治センター
山橋自治センター

（4）提出意見数

件

資料④ 石川町の森林吸収量について

第2章第4節の手法により推計を行った森林吸収量のデータについては、以下に示す通りです。

図表④-1 樹種別材積 (V) の推移表

集計年度	針葉樹					広葉樹	
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他	クヌギ	その他
	材積 (V)	材積 (V)	材積 (V)	材積 (V)	材積 (V)	材積 (V)	材積 (V)
2004年度	837,343	19,848	98,688	1,180	223	22,645	265,666
2007年度	1,360,604	20,071	98,688	1,180	0	22,645	265,666
2009年度	1,448,955	27,456	104,194	1,243	0	23,654	282,476
2013年度	1,565,063	35,791	110,065	1,082	0	24,559	309,019
2018年度	1,611,288	43,586	111,071	1,177	0	24,231	313,623

図表④-2 樹種別係数一覧

係数	針葉樹					広葉樹	
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他	クヌギ	その他
BEF	1.230	1.24	1.23	1.15	0.32	1.32	1.26
R	0.250	0.26	0.26	0.29	0.34	0.26	0.26
WD	0.314	0.407	0.451	0.404	0.352	0.668	0.624
CF	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.48	0.48

図表④-3 樹種別炭素蓄積量推移表

集計年度	針葉樹					広葉樹	
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他	クヌギ	その他
	炭素蓄積量 (C)	炭素蓄積量 (C)	炭素蓄積量 (C)	炭素蓄積量 (C)	炭素蓄積量 (C)	炭素蓄積量 (C)	炭素蓄積量 (C)
2004年度	206,167	6,437	35,179	361	17	12,076	126,329
2007年度	335,001	6,509	35,179	361	0	12,076	126,329
2009年度	356,755	8,904	37,142	380	0	12,614	150,641
2013年度	385,342	8,812	27,100	266	0	13,097	164,796
2018年度	396,724	10,732	27,347	290	0	12,922	167,252

資料⑥ 用語集

【あ行】

○ IPCC（気候変動に係る政府間パネル）

気候変動に関する政府間パネルの略称。世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）との協力のもとに、二酸化炭素などの温室効果気体の増加に伴う地球温暖化の科学的・技術的（および、社会・経済的）評価を行い、得られた知見を、政策決定者を始め、広く一般に利用してもらうことを任務として1988年に設立された。

○ RE100（Renewable Energy 100%）

企業等が自らの事業活動に使用する電力をすべて再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブのこと。

○ EMS（Environmental Management System）

全体的なマネジメントシステムの一部で、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むもののこと。

○ エコアクション21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）のこと。

○ SDGs（持続可能な開発目標）

2015年の国連サミットで採択された、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のこと。先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成される。

○ SBT(Science Based Target)

企業が設定する温室効果ガス排出削減目標の指標となる国際的なイニシアチブのこと。

○ LED照明

電気を流すと発光する半導体の一種である、発光ダイオード（Light Emitting Diode:LED）を用いた照明。蛍光体に続く、第4世代のあかりとして期待されている。

○ 温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーは、地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー（赤外線）が放出される。この放出された赤外線の一部を吸収し温室効果をもたらす気体の総称を、温室効果ガス

と呼ぶ。温室効果ガスの種類には、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などがある。近代以降、電力や化石燃料などのエネルギーの使用により温室効果ガスが人為的に排出されたことで、温室効果ガスが増大し、これが地球温暖化問題の主な原因となっている。

【か行】

○ カーボンニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロとなることを指す。

○ カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない CO2 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のこと。

○ 気候変動適応法

2018年6月に公布された法律。この法律では、地球温暖化その他の気候の変動に起因して生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること、並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることを踏まえ、国、地方公共団体、事業者国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割などを定めている。

○ クーリングシェルター

環境省の提唱する仕組みであり、熱中症特別警戒アラート発表時に一般開放される、市町村指定の暑熱避難施設のこと。今後、法制化に向けて検討が進められている。

○ 現状すう勢

現状から追加的な対策を見込まず、現状のまま推移した場合のこと。将来の温室効果ガス排出量について、対策を実施した場合・行わない場合の比較のために推計を行う。

○ コージェネレーションシステム

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約75～80%と、高い総合エネルギー効率が実現可能となる。

【さ行】

○ 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどエネルギー源として持続的に利用することができるエネルギーのこと。

○ J-クレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。

○ 食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本では、年間約472万トン（国民一人当たり換算するとお茶碗約1杯分）の食品がロスされており、これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた食料支援量とほぼ同等であるとの推計が示されている。

○ 森林吸収量

森林を構成する樹木が光合成により固定するCO₂量のこと。

○ ZEH（ゼッチ）

「Net Zero Energy House」の略で、快適な室内環境を実現しつつ、省エネルギー性能の向上等により使用するエネルギーを減らし、太陽光発電設備等で再生可能エネルギーからエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す住宅のこと。

○ ZEB（ゼブ）

「Net Zero Energy Building」の略で、建物の省エネルギー性能の向上等により快適な室内環境を維持しながら使用するエネルギーを減らし（省エネ）、太陽光発電設備等で再生可能エネルギーからエネルギーを創る（創エネ）ことで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指す建物のこと。

【た行】

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律

1998年10月に公布された法律。この法律は、1997年に採択された京都議定書において、日本が温室効果ガスの排出量を2008年～2012年間に1990年レベルよりも6%削減することを義務づけられたことを踏まえ、国や自治体に温室効果ガスの削減に向けた実行計画の策定、公表を義務づけ、地球温暖化対策の推進を求めたもの。同法律では、国民に対しても、日常生活における温室効果ガスの抑制・削減を求めている。

○ デコ活

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、行動変容、ライフスタイル変革を促すために、2022年10月に新たに立ち上げられた国民運動のこと。

【は行】

○ パリ協定

2015年11月末から12月中旬に、パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みをとりきめた協定。史上初めて、温室効果ガスの排出削減の取り組みに途上国も含む全ての国が参加する枠組み。今世紀後半に温室効果ガス排出の「実質ゼロ」を目指すことが盛り込まれたほか、条約に加盟するすべての国が自主的に削減目標を作成し、国連に提出、対策をとり、5年ごとに見直すことが義務づけられた。

○ ヒートポンプ給湯器（エコキュート）

空気の熱と電気を使って効率的に給湯する貯湯式給湯器のこと

○ PPA方式

発電事業者の費用負担により太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理をしたうえで、発電設備で発電された電気を需要家に供給し、需要家は使用した電力量に応じて電気料金を事業者を支払う仕組みのことを指す。なお、太陽光発電設備を需要家の敷地内に設置する場合はオンサイトPPA、需要家の敷地外に設置する場合はオフサイトPPAという。

○ ふくしまゼロカーボン宣言

福島県が実施する2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、県内の事業所が地球温暖化対策に取り組むことを宣言する事業のこと。

○ HEMS（Home Energy Management System）

家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。



石川町地球温暖化防止実行計画 区域施策編

〔発行〕

令和7年3月

石川町防災環境課

〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保185-4

TEL : 0247-26-9122

FAX : 0247-26-0360

MAIL : kankyo@town.ishikawa.fukushima.jp

HP : <https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/>